千歳市

- *教育•保育施設
- *小規模保育事業所
- *事業所内保育事業所
- *企業主導型保育事業所

利用ガイドブック



【令和6年度第1版】

(令和5年9月発行)

千歳市こども福祉部こども政策課保育係 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地(第2庁舎1階3番窓口) 電話(0123) 24-0340 FAX(0123) 23-6700

もくじ

 1 教育・保育施設等一覧 2 施設のご紹介・	施	彭			介	編⋯	• • • • •		• • • • •		• • • • •			• • • •	·P1
(1)認定こども園(幼保連携型) P4 (2)認定こども園(幼稚園型) P9 (3)認定こども園(保育所型) P11 (4)認可保育所 P12 (5) 小規模保育 P13 (6)事業所内保育 P16 (7)幼稚園 P17 (8)企業主導型保育 P18 数育・保育給付認定・保育料編 P22 1 教育・保育給付認定について P23 2 利用できる施設と特徴 P24 3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間 P24 4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費 P27 6 保育料試算方法 P32 入園申請手続き P36 1 入園申請手続き P36 2 利用上の留意事項 P40 物児教育・保育無償化網 P43 3 保育の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 P44 1 子育てのための施設等利用給付認定について P43 2 子育でのための施設等利用給付認定 (新1~3号認定)が利用できる施設 P43 3 保育の必要性の認定 P44 4 保育料 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 P50 1 延長保育事業 P50 1 小田保育事業 P50 1 小田保育事業 P50 2 売時預かり事業 (幼稚園型) P51 4 体日保育事業 P52 5 その他の事業 (幼稚園型) P51 4 体日保育事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) アミリー・サボート・センター事業 P53 (1) アミリー・サボート・センター・アラコートスティリ P55	1	教	育・傷	R育施設	等一覧	<u> </u>				• • • • •	• • • • •			·P2	2
(1)認定こども園(幼保連携型) P4 (2)認定こども園(幼稚園型) P9 (3)認定こども園(保育所型) P11 (4)認可保育所 P12 (5) 小規模保育 P13 (6)事業所内保育 P16 (7)幼稚園 P17 (8)企業主導型保育 P18 数育・保育給付認定・保育料編 P22 1 教育・保育給付認定について P23 2 利用できる施設と特徴 P24 3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間 P24 4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費 P27 6 保育料試算方法 P32 入園申請手続き P36 1 入園申請手続き P36 2 利用上の留意事項 P40 物児教育・保育無償化網 P43 3 保育の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (類別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 (別別の必要性の認定 P44 1 子育てのための施設等利用給付認定について P43 2 子育でのための施設等利用給付認定 (新1~3号認定)が利用できる施設 P43 3 保育の必要性の認定 P44 4 保育料 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 子育 で 支援 事業 編 P44 5 申請手続き P47 P50 1 延長保育事業 P50 1 小田保育事業 P50 1 小田保育事業 P50 2 売時預かり事業 (幼稚園型) P51 4 体日保育事業 P52 5 その他の事業 (幼稚園型) P51 4 体日保育事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) ファミリー・サボート・センター事業 P53 (1) アミリー・サボート・センター事業 P53 (1) アミリー・サボート・センター・アラコートスティリ P55	2	施	没のこ	ご紹介・・										٠P۷	1
(2) 認定ことも園(保育所型) P1 (4) 認可保育所 P1 (2 (5) 小規模保育 P1 (3) 事業所内保育 P1 (6 (7) 幼稚園 P1 (8) 企業主導型保育 P1 (8) 企業主導型保育 P1 8	(1) [認定に	ども園	(幼保	連携型	<u>∄</u>) ··							٠P۷	4
(3) 認定こども園(保育所型) P11 (4) 認可保育所 P12 (5) 小規模保育 P13 (6) 事業所内保育 P16 (7) 幼稚園 P17 (8) 企業主導型保育 P18 P18	(2	2) [認定に	こども園	(幼稚	園型)		• • • • •	• • • • •		• • • • •		• • • • • •	· P 9	9
(4) 認可保育所 P12 (5) 小規模保育 P13 (6) 事業所内保育 P16 (7) 幼稚園 P17 (8) 企業主導型保育 P18 数育・保育給付認定・保育料編 P22 1 教育・保育給付認定について P23 2 利用できる施設と特徴 P24 3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間 P24 4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費 P27 6 保育料試算方法 P32 入 園 手 続 き 編 P35 1 入園申請手続き P36 2 利用上の留意事項 P40 幼児教育・保育無償化編 P40 幼児教育・保育無償化編 P40 幼児教育・保育無償化編 P40 幼児教育・保育無償化編 P40 幼児教育・保育無償化編 P44 4 保育料 P44 5 申請手続き P47 F育 て 支 援 事 業 編 P47 F育 で 支 援 事 業 編 P49 2 一時預かり事業(一般型) P50 3 一時預かり事業(幼稚園型) P51 4 休日保育事業 P49 2 一時預かり事業(分財・病後児保育事業 P53 (1) ファミリー・サポート・センター事業 P53 (2) 病児・病後児保育事業 P54 (3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) P55	(3	3) [認定に	ども園	(保育	所型)								•Р	1 1
(5) 小規模保育 P13 (6) 事業所内保育 P16 (7) 幼稚園 P17 (8) 企業主導型保育 P18 教育・保育給付認定・保育料編 P22 1 教育・保育給付認定について P23 2 利用できる施設と特徴 P24 3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間 P24 4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費 P27 6 保育料試算方法 P32 園 手 続 き 編 P36 1 入園申請手続き P36 2 利用上の留意事項 P40 幼児教育・保育無償化編 P40 対別教育・保育無償化編 P40 対別教育・保育無償 P40 大日保育事業 P40 ・時預かり事業(分)稚園型 P50 ・時預かり事業(効)稚園型 P50 ・時預かり事業(効)稚園型 P50 ・時預かり事業(効)稚園型 P50 ・時預かり事業(効)稚園型 P50 ・時預かり事業(効)稚園型 P50 ・時預かり事業(別)稚園型 P50 ・時預かり事業(別)稚園型 P50 ・時預かり事業(別)稚園型 P50 ・時預かり事業(別)稚園型 P50 ・日保育事業 P52 ・日保育事業 P53 ・日保育事業 P53 ・日保育事業 P54 ・日保育事業 P54	(4	L) [認可但	₹育所…				• • • • •		• • • • •	• • • • •	• • • • •		· P ′	12
(7) 幼稚園 P17 (8) 企業主導型保育 P18		5) 1	小規模	は保育…						• • • • •				· P -	13
(7) 幼稚園 P17 (8) 企業主導型保育 P18	(6	3) }	事業別	f内保育										· P -	16
数育・保育給付認定・保育料編 P23 1 教育・保育給付認定について P23 2 利用できる施設と特徴 P24 3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間 P24 4 干歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費 P27 6 保育料試算方法 P32															
1 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(8	3) 1	企業主	三導型保	育⋯⋯	• • • • •				• • • • •				· P ′	18
1 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
1 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教育	• 任	呆育給	付認定·	保育料	編・・・					• • • • •		• • • • • •	• • •	P22
3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間・ P24 4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費・P27 6 保育料試算方法・P32		教	育・傷	R育給付	認定に	ついて		• • • • •		• • • • •	• • • • •		• • • • • •	· P 2	23
4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども) P25 5 保育料及び副食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2														
5 保育料及び副食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3														
6 保育料試算方法 P32 入園手続き編 P36 1 入園申請手続き P40 幼児教育・保育無償化編 P42 1 子育てのための施設等利用給付認定について P43 2 子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)が利用できる施設 P43 3 保育の必要性の認定 P44 4 保育料 P44 5 申請手続き P47 子育 て 支 援 事 業 編 P49 2 一時預かり事業(分稚園型) P50 3 中時預かり事業(幼稚園型) P51 4 休日保育事業 P52 その他の事業 P53 (1) ファミリー・サポート・センター事業 P53 (2) 病児・病後児保育事業 P54 (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ) P55	4	干店	歳市の)利用調	整基準	〔25	∃• 3	号認定	子ども	3)	• • • • •		• • • • • •	· P 2	25
入園手続き編 P35 1 入園申請手続き P36 2 利用上の留意事項 P40 物児教育・保育無償化編 P42 1 子育てのための施設等利用給付認定について P43 2 子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)が利用できる施設 P43 3 保育の必要性の認定 P44 4 保育料 P47 子育て支援事業編 P49 2 一時預かり事業(一般型) P50 3 一時預かり事業(幼稚園型) P51 4 休日保育事業 P52 5 その他の事業 P53 (1) ファミリー・サポート・センター事業 P53 (2) 病児・病後児保育事業 P54 (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ) P55	5	保	育料及	び副食	費	• • • • •		• • • • •		• • • • •	• • • • •		• • • • • •	· P 2	27
2 利用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	保	育料詞	划算方法		• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • •		• • • • • •	· P 3	32
2 利用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
2 利用上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		京	<u> </u>	= 続	<u>き</u>	編…			• • • • •		• • • • •		• • • • • •		P35
幼児教育・保育無償化編 P42 1 子育てのための施設等利用給付認定について P43 2 子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)が利用できる施設・P43 3 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	入	氢甲語 	青手続き	_	• • • • •		• • • • •		• • • • •	• • • • •		• • • • • •	· P 3	36
1 子育てのための施設等利用給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	利	判上の	D留意事	項	• • • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • • • •		• • • • •	· P 4	4 O
1 子育てのための施設等利用給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>		- 		 124 /1 -	<i>u</i> =									D 4 0
2 子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)が利用できる施設・P43 3 保育の必要性の認定・P44 4 保育料・P44 5 申請手続き・P47 子育 で支援事業編・P49 1 延長保育事業・P49 2 一時預かり事業(一般型)・P50 3 一時預かり事業(幼稚園型)・P51 4 休日保育事業・P52 5 その他の事業・P53 (1)ファミリー・サポート・センター事業・P53 (2)病児・病後児保育事業・P54 (3)子育て短期支援事業(ショートステイ)・P55															
3 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
4 保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
子育て支援事業編P47子育で支援事業編P491 延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
子育て支援事業編P481 延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	1朱 ī	再料: ■まてが			• • • • •				• • • • •	• • • • •			Ρ4	14
2 一時預かり事業(一般型)P503 一時預かり事業(幼稚園型)P514 休日保育事業P525 その他の事業P53(1)ファミリー・サポート・センター事業P53(2)病児・病後児保育事業P54(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)P55	5	甲	消于於	™Z····		• • • • •					• • • • •			Ρ2	+ /
2 一時預かり事業(一般型)P503 一時預かり事業(幼稚園型)P514 休日保育事業P525 その他の事業P53(1)ファミリー・サポート・センター事業P53(2)病児・病後児保育事業P54(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)P55	7	苔	7 3	5 挥 9	₹	經								1	D / Q
2 一時預かり事業(一般型)P503 一時預かり事業(幼稚園型)P514 休日保育事業P525 その他の事業P53(1)ファミリー・サポート・センター事業P53(2)病児・病後児保育事業P54(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)P55	<u>ا</u>	可 研	長保着		* *	11/110								P	, 70 19
3 一時預かり事業(幼稚園型)P514 休日保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		—F	は祈り	かり まま	(— #2	班) .								P	50
4 休日保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
5 その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
(1) ファミリー・サポート・センター事業 P53 (2) 病児・病後児保育事業 P54 (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ) P55															
(2) 病児・病後児保育事業	_														
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)・・・・・・・・・ P55															
(コ/ 示心 / 小 「															

施設ご紹介編

1 教育・保育施設等一覧

(1) 認定こども園・認可保育所・小規模保育・事業所内保育

×	分	公	私	施設名	所 在 地	電話番号		定員(
							1号	2号	3号
		1	公立	市立認定こども園つばさ	花園 4 丁目 3-1	24-9200	10	55	37
		2	公立		新富2丁目4-60	23-2894	10	60	32
		3	私立	北斗認定こども園	新富1丁目1-41	22-5983	15	74	46
		4	私立	アリス認定こども園	勇舞 1 丁目 1-1	24-7000	15	70	50
		5	私立	認定こども園千歳春日保育園	春日町2丁目1-9	27-5535	10	64	36
	./.1.	6	私立	あずさつくし認定こども園	あずさ5丁目21-1	22-5588	10	58	42
	幼保	7	私立	認定こども園北陽幼稚園・第2北陽保育園	北陽 8 丁目 2-8	49-3100	35	45	15
	連携型	8	私立	認定こども園千歳第2幼稚園	新富1丁目6-21	23-3586	71	44	26
	至	9	私立	住吉認定こども園	豊里3丁目9-5	24-9368	10	79	11
認定		10	私立	認定こども園つくし保育園	富丘1丁目5-13	40-1106	10	68	42
認定こども		11	私立	認定こども園向陽台つくし幼稚園	若草 5 丁目 3-1	28-2123	90	30	20
も園		12	私立	認定こども園おひさま	みどり台南2丁目12-6	29-3311	10	49	40
		13	私立	あんじゅ認定こども園	春日町5丁目1-10	23-8015	10	54	36
		14	私立	認定こども園向陽台	若草 5 丁目 2-2	28-3300	10	46	34
		15	私立	認定こども園メリー幼稚園	末広5丁目1-6	23-3329	180	15	*
		16	私立	認定こども園第2メリー幼稚園	富丘4丁目13-20	23-5735	240	15	_
	幼稚	17	私立	認定こども園千歳青葉幼稚園	青葉 5 丁目 13-7	23-3998	105	15	_
	園型	18	私立	認定こども園くるみ幼稚園	幸福 1 丁目 847	23-4559	165	15	_
		19	私立	第2わかば幼稚園	勇舞 1 丁目 4-1	23-2200	135	10	*
		20	私立	※(仮)認定こども園千歳幼稚園	清水町4丁目25	23-2331	77	*	_
	保育 所型	21	私立	あさ陽認定こども園	流通 3 丁目 1-22	29-5530	10	60	30
認可	1	22	私立	第2住吉保育園	豊里2丁目7-7	40-5500	_	_	45
保	<u> </u>	23	私立	北陽保育園	北陽1丁目12-2	23-3975	_	_	20
保育	Í	24	私立	ちとせスマイル保育園	住吉 5 丁目 1-24	21-8892	_	27	22
月 規	1	25	私立	ありんこ保育室	北栄 1 丁目 25-9	26-3845	_	_	12
一	של אר ליים	26	私立	こだま保育園	花園 5 丁目 7-13	26-3455	_	_	12

	27	私立	さくら保育園	稲穂1丁目2-5	23-4811	_	_	19
	28	私立	ステップ赤ちゃんる~む	清流7丁目8-8	27-3582	_	_	9
小 規 模	29	私立	育未保育園	日の出4丁目3-10	25-3109	_	_	19
	30	私立	千歳春日保育園ポケット	春日町2丁目1-9	27-5535	_	_	19
F	31	私立	ニチイキッズおさつ駅前保育園	長都駅前1丁目6-1	40-7020	_	_	19
	32	私立	ひよこ保育園	新富2丁目4-11	22-0145	_	_	19
事業所	33	私立	ダイナックスこどもくらぶ	上長都 1053-2	24-3247	_	_	(地域枠)
事業所内保育	34	私立	千歳みどりの保育園	大和4丁目3-11	49-2288	_	_	(地域枠)

(2) 幼稚園 ※幼稚園を希望する場合は、施設に直接お問合わせください。

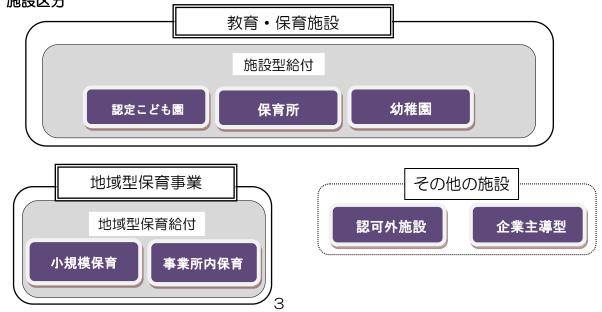
	4.	エル	± = □	所 在 th	●≕来□	利用	定員(ん	人)
区分	Ä	:私	施設名	所 在 地	電話番号	1号	2号	3号
施設 給付型	1	私立	千歳つくし幼稚園	高台2丁目3-11	23-0203	260		_

(3)企業主導型 ※企業主導型を希望する場合は、施設に直接お問合わせください。

区分	<i>/</i> /\	·私	施設名	所 在 地	電話番号	利用	定員()	人)
区刀	Δ	<i>1</i> ΔΔ	池 夜 石	PI II III	电动笛与	1号	2号	3号
	1	私立	ノース・つくし保育園	新星1丁目3-6	23-3008	l	(地域枠)	(地域枠)
	2	私立	資生会ここのみ保育園	桂木1丁目3-20	40-3030	l	(地域 4	
企業主導型	3	私立	ぷらす保育園ちとせ Rera 園	柏台南1丁目2-1 (千歳アウ トレットモールレラ内)	29-6650	l		(地域枠)
導型	4	私立	えーるぴーす保育園	勇舞 4 丁目 4-16	47-8538	l	(地域 S	
	5	私立	千歳恵比寿保育園	清流2丁目6-2	29-5707	-	-	(地域枠)
	6	私立	ちびっこランド千歳園	北光 5 丁目 4-34	25-5512	_	(地垣 1	

注)※が付いている園名や定員は現段階で未確定であり、今後変更になる可能性があります。





2 施設のご紹介

(1) 認定こども園(幼保連携型)

認定	こども園名	①千歳下	声立認定こと	ごも園つばる	Ž	設置日	S40. 1	1. 1	設置者	千歳	市
入[園年齢	生後6か月	月~5歳				所在地		吃園 4 丁目 っこセンタ		
利	利用定員 1号 2号 3号 10人 55人 37人					合計 02 人	連絡先	ਨ (0123	3) 24-9200	FAX (0123) 2	24-9200
開	開園日 月曜日~土曜日 休園日						兄日、年末年 子どものみ			1月3日) 冬・春休みる	あり。
老灯	教育· 教育標準時間 8:30~14						預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
3,11	教育 教育標準時間 8:30~14: 保育標準時間 7:00~18: 保育短時間 8:30~16:						. 0	0		0	
数						施設紹介	ども園の複合 にあります。 平成 27 年 なり、なおー	↑施設であ 4月に末広 -層、子ど ⁵ 、子ども-	る「ちとせっ 保育所が幼 もたちの様々 一人ひとりか	官、学童クラス っこセンター」 保連携型認定 なな力を引き ド末来に向け た。	内の1階 こども園と 出せる取組

認定	こども園名	②千歳市	立認定こど	も園ひまわ	り	設置E	∃ S44.4	4. 1	设置者	千歳	市
入[園年齢	1歳~5歳	裁				所在地	千歳市新	富2丁目4	1-60	
利	用定員	1号 10人	2号 60人	3号 32人	·····	合計 02 人	連絡先	ਨ (0123)	23-2894	FAX (0123) 2	23-2894
開	開園 日 月曜日~土曜日 休園日					- •	祝日、年末 ^年 子どものみ				あり。
≭ h:	教育標準時間 8:30~14:0				1:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	教育• 保育標準時間 7:00~18:					0	0	_	0	—	
教育•保育目標	保育短時間 8:30~16:5教育 ○ 心も身体もたくましい子 ○ 仲間を大切にする思いやりのある子					施設紹介	が点在してい	います。 4月に北栄(jの子どもに も一人ひと	保育所が幼保 関する教育 りの特性を	大切にしなれ	こども園と 合的に提供

認定	こども園名	3 北	斗 認 定 で	こともに	東 設置		S56. 4	1. 1	设置者	社会福祉 千歳洋	
入图	園年齢	生後6かり	月~5歳				所在地	千歳市新	富1丁目1	-41	
利用	用定員	1号 15人	2号 74人	3号 46 人	合計 135 人		連絡先	ਨ (0123)	22-5983	FAX (0123) 2	2-5984
開	園 日	月曜日~:	上曜日		• ~ -			29日~1 み。夏・冬		あり。	
	教育標準時間8:30~13:保育標準時間7:00~18:保育短時間8:30~16:						預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
教育・保育目標	教 育 ○ 健康な心身をもつ子 • ○ ○ 用いめれのなるで					0	を育みます。 横ます。 様を行ってい の が を が の が を が に を が の に を 行 の に の に の り の に り る り る り て り の り の り の り の り の り の り の り の り の	す。 体操教室をE 化に親しめる います。 や自然体験る	音体教育を通 取り入れ、た るよう外国人 を通し、様々 たりする力を	さくましい体 、講師による ・な事象に興	作りを目指英語教室

認定こども	5園(幼保連携型)						
認定こども園名	④ アリス認定	こども園	設置E	∃ H11.4	ł. 1	設置者	社会福祉法人 千 歳 洋 翔 会
入園年齢	生後6か月~5歳			所在地	千歳市	勇舞1丁目1	1-1
利用定員	1号 2号	3号	合計	連絡先	A (0100	2) 04 7000	FAX (0123) 24-7021
利用足貝	15人 70人	50 人	135 人	建裕元	A (0123	3) 24-7000	FAX (0123) 24-7021
開 園 日	月曜日~土曜日			祝日、年末年			
70 88 0		1					マ・春休みあり。
教育•	教育標準時間 保育標準時間	9:00~13:0 7:00~18:0		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収 上乗せ徴収
保育時間	保育短時間	8:30~16:3			0		0 -
・ 保 合 ○ 思い ○ 意欲	な心身をもつ子 やりのある子 をもってやり遂げ、生きる な感性を表現できる子	力をもつ子	施設紹介	を併設、仕事 ○ 家庭的ななに ○ 芝生の広い との出、視野を 数室を行って	と を た た で 関 に い は 、 も に に の は 、 も に に の に の に の に の に れ に は の に れ に は の に れ に は の に れ に に れ に に に に に に に に に に に に に	i立を支えてお 雰囲気は、子ど イハイする子の 別さを知り生き とに親しむため	地域子育て支援センターります。 ります。 も達が安心して過ごせる の五感を刺激し、植物や虫 る力を育みます。 の、外国人講師による英語 身体を作り、創造性豊か
認定こども園名	⑤認定こども園千歳	養日保育園	設置E	∃ H20.4	ł. 1	設置者	学校法人 浅利教育学園
入園年齢	生後6か月~5歳			所在地	千歳市	春日町2丁目	1 − 9
利用定員	1号2号10人64人	36人	合計 110 人	連絡先	ਨ (0123	3) 27-5535	FAX (0123) 27-5030
開 園 日	月曜日~土曜日			祝日、年末 ^年 子どものみ			月3日) 冬・春休みあり。
教育•	教育標準時間	8:30~13:3	0	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収 上乗せ徴収
保育時間	保育標準時間	7:00~18:0			0	_	
	保育短時間	8:30~16:3	0				
豊達考教で身とすけてのかをえ育、がい。てい自まったのは、多さいはでののは、これの自然をはなった。	を見いた。 を見でするとして、 は、る子ども「保護者という」「集護者という」「保護者という」「保護者という。 できる子ども「標としの保証のできる。 できまかれている。 できまかれている。 できまかれている。 では、からない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、ないない。 では、	中一度等とかでなる。 中一度等とかいる。 自子いしどるでにていりいる。 自子いしどるで係つである。 はいたらによっ関にしている。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたないがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいたがある。 はいがはいがないがないが、 はいがはいがはいがはいがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがない	施設紹介	目指します。に 学まで小学校と に進んと関わる力 支援のためし れ等を実施し	乳児の環境を子地にかる携・てて大根をです。	6 歳までの「 歳までのら」 と図の環境をいまりいます。 の場ます。」のではます。 のではまでは、 のいまがまります。 のいまが、 のいるが、 のい。 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のいるが、 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。	たちの健やかな発達を 保育課程」により「就 とした保育を展開し、 。そして積むすから。 る経験を積むするられ 地域においるでは 放、職業体験の受け入 安心を常にこころがけ 的役割を十分に認識し
認定こども園名	⑥あずさつくし認	定こども園	設置E	∃ H24.4	ł. 1	設置者	学校法人 つくし学園
入園年齢	生後6か月~5歳			所在地	千歳市る	あずさ 5 丁目	1 21−1
利用定員	1号2号10人58人	3号 42 人	合計 110 人	連絡先	ਨ (0123	3) 22-5588	FAX (0123) 22-5678
開園日	月曜日~土曜日			祝日、年末 ^年 子どものみ			
 教育 •	教育標準時間	0	定子どものみ:土曜日休み。夏・冬・春休みあり。 預り保育 延長保育 休日保育 実費徴収 上乗せ徴収				

認定	こども[園名	⑥あず	さつくし認	定こども	園	設置[8	H24.4	1. 1	設置者	学校》 つくし	
入国	園年齢	ì	生後6か月]~5歳				所	f在地	千歳市	あずさ5丁	目 21-1	
₹UF	利用定員1号2号3号10 人58 人42 人						合計	·····	絡先	A (012	3) 22–5500	FAX (0123) 2	09_5679
זהע	九尺只	1	10人	58 人	42 人	1	10人	Æ	ミボロノし	A (012	3) 22 5566	T MA (0123) 2	22 3070
開	園 日]	月曜日~出	:曜日	休園日						月 29 日~ : 休み。夏・	1月3日) 冬・春休みる	あり。
老行	教育 教育標準時間 8:30~13 保育標準時間 7:00~18					3:00		預	り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	_	1	保育標準	***************************************					\cap	\circ			_
IZKT	保育時間保育短			• • •	8:00~16	6:00							
	① 頭も心も体も、みんな立派な子どもに ② 自分で考え、自分でつくりだす、かしこい				1								
教育	子どもに					בלא ו						中間あたりに	
•	③ どんなことにぶつかっても、負けずにやり く、元気な子						施					-ト)で、ク! ‡築で木のぬく	
保育					でき	設紹		いの園舎		V) & V / NE	= > < / / ۱۰۰/ ۱۰۵ ۱	(0)%(
	1 5 お		互い、自分の良い所を伸ばしあえる、個性			固性	介					、乳幼児期の に取り組んで	
示			互い、自分の良い所を伸はしめえる、値だ ある子どもに びのびと遊ぶ、健康でたくましい子どもに			らに		<i>531</i> (C)	, ,,,,,	·Æ#/ (8)	こし と1貝195日	パースノがエル	C

認定こども園(幼保連携型)

認定	こども園名	3 ⑦認定こと	も園北陽幼稚園	•第2北陽保育	園 設施	置日	H25. 4	ł. 1	设置者	学校治 三溝勻	
入[園年齢	生後6か月	月~5歳				所在地	千歳市北	陽8丁目	2-8	
利用	用定員	1号	2号	3号 15 人	合	計	連絡先	ਨ (0123)	49-3100	FAX (0123) 4	19-3101
-13/		35 人	45 人	95	人	Æ#1070	(0120)	10 0100	1707 (0120)	10 0101	
開							、年末年始 ものみ:土			3日) ・春休みあり) 。
* h	育•	教育標準	時間	8:30~	13:30		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	月· 育時間	保育標準	時間	7:00~	18:00			\cap			
木	自可同	保育短明	寺間	8:30~	16:30			U			U
教育・保育目標	(保) 短時間 8:30~16:30 (取) 心身ともに健やかに協調性や団結力を身につけ豊かな経験ができる園、経験重視賢い子を育てます。「リカルスをする」、「カルスススス」、「カルスススス」、「カルスススススススススススススススススススススススススススススススススススス						切に生きる。 育を得意な 講師による そろばんを 施し、体育	基本的習慣で 子を育てるで 正しい指導で 学び、日本の ローション 入れ、集団	を身に着け ため、2歳 の下、琴・昭 の伝統文化に からない で学び合い	ッチメント (てからり 5 が半よりり 5 が半よりり 5 が半よがが 2 がよれい では がれた で が が が が が が が が は り り で り り り り り り り り り り り り り り り り	に各種教 児は、英語等 学教リトミ 形、リステンション

認定	こども園名	8認定で	こども園千点	歳第 2 幼稚	園設	置日	S39. 7	7. 1	設置者	学校》 千歳栄分	
入	園年齢	生後6か月	月~5歳				所在地	千歳市新	新富1丁目	6-21	
エロ		1号	2号	3号	合	計	\±42.H	a (0100	\ 00 0500	FAV (0100) (0. 4504
不り	用定員	71 人	44 人	26 人	141	人	連絡先	23 (0123	3) 23-3586	FAX (0123) 2	26-4704
開	園日	月曜日~出	上曜日	休園日			、年末年始 ものみ:土			3日) ・春休みあり	0
±h	去.	教育標準	時間	8:30~	14:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	育• 夸味問	保育標準	時間	7:00~	18:00			\cap			
床							0	Ü	_	U	O
教育・保育目標	保育短時間 8:30~16:30 乳幼児期は、生涯にわたる人としての基礎を培う大切な時期であり、自発的な遊びの中から生きるために必要な力を得る時です。乳児は、年齢に合わせた丁等な保育、幼児は、異年齢のクラス編成をおこない、ち						こども園とな です。幼稚園 人ひとりの心	りました。 としての を育むこ。 教育を行い	近隣には2 54年の教育 とを大切に、 、保護者か	年度から幼保 園があり緑 実績をもとに 0歳から5肓 ら信頼され、 シます。	豊かな環境 、子ども一 歳までの連

認定	こども園名	3 9 住 7	吉 認 定 で	こともに	夏 設	置日	S50. 4	. 1	設置者	社会福祉法	人恵愛会
시	園年齢	2歳~5歳	苋				所在地	千歳市島	豊里3丁	∄ 9 − 5	
利	用定員	1号	2号	3号		計	連絡先	ਨ (0123) 24–9368	FAX (0123) 2	24-9399
-15/		10人	79 人	11人	100)人	XE#070	3 (0120	721 0000	7777 (0120) 2	21 0000
開	園 日	月曜日~土	:曜日	休園日			、年末年始 ものみ:±			月3日) よ・春休みあり) 。
サカ	育•	教育標準	時間	8:30~	13:00		預り保育	延長保育	休日保証	育 実費徴収	上乗せ徴収
	.月 * 育時間	保育標準 保育短		7:00~ 8:30~			0	0		0	
教育•保育目標	② 社会 ③ 家原 能 保育目標	東な体力づく 会性をもたせ 庭的環境づく 力に応じた保	る保育 りを絶えず配 育 素晴らしい(元気にあそん		施設紹介	こ誕生し、昭 F4月1年よ Eまれ環境のも Fどもでんひ た保育を心が	和62年にり2歳年にり2歳千歳とります。どをいましたりではではです。	現在の豊 最にの 最に 最に はの はの はい ない はい ない ない はい ない ない ない ない ない ない ない ない ない な	図可保育園とし 里に移転。さら きとした認定こと だを近くにし、 E 素 触れ合いい 様、触れ合いく 然に親しみ学と 然に親しみ学と	に平成 29 ども 動へと 自然に 主 を 合 切に を と 大 し に 触 れ と と と し し に り に り た り に り に し と し に し と し に し と し と し と し と し と し

*認定	ことも園	(幼保連携型	≝) *								
認定	こども園名	⑩認定	くし保育	東 設議	置日	H17.4	ł. 1	設置者	学校法人つ	くし学園	
入国	園年齢						所在 地	千歳市	富丘1丁	■ 5 −13	
利用	用定員	1号 10人	2号 68人	3号 42 人	合i 120		連絡 先	a (012	23) 40-1106	FAX (0123)	40-1109
開	園日	月曜日~	上曜日	休園日						1月3日)・冬・春休み。	あり。
	育• 育時間	教育標準 保育標準 保育短	時間	9:00~1 7:00~1 8:00~1	18:00		預り保育	延長保育	等 休日保i	育 実費徴収	上乗せ徴収
教育・保育目標	②③ 自 ど 気 お し お 子 ど る よ し お よ と と お と も と も と も と も と も も も も も も も も も も も も も	で考えた。 自分なことを いにも いにも 子 いと 自分 に し し し し し し し し し し し し し し し し し し	いんな立派な子 でつくりだす かっても、負 い、いたわりあ い所を伸ばし 健康でたくま	、かしこい= けずにやりと い、協力でも あえる、個性	なく、元 きる、優 生のある	施設紹介	を大切ける います。 ○自然の きす。 ○幼保連	に、リズ、) 中にある 、歩くス: 重携の活動	ム運動やある 5野外施設を キーなど四季	目標とし、乳幼 そびを積極的に た活用しプール 季折々の体験を しながら家庭的	取り組んで あそび、や 行っていま
認定	こども園名	⑪認定こ	ども園向陽台	うつくし幼稚	夏 設置	置日	НЗ. 4.	1	設置者	学校法人つ	くし学園
入国	氢年齢	生後6かり	月~5歳				所在 地	千歳市	若草5丁	∄ 3 − 1	
利用	用定員	1号 90人	2号 30人	3号 20人	合i 140		連絡	1 (012	23) 28-2123	3 FAX (0123)	28-2124
開	園 日	月曜日~二	上曜日	休園日 日曜日、祝日 1号認定子と						~1月3日) ・冬・春休み	あり。
教 (保)		- 保育標准時間 7.00~					預り保育	延長保育	第 休日保 —	育 実費徴収	上乗せ徴収
教育・保育目標	保育時間 保育短時 ① 頭も心も体も、み/ ② 自分で考え、自分で ③ どんなことにぶつが 気な子どもに ④ お互いに助け合い、 しい子どもに		でつくりだす かっても、負 い、いたわりあ い所を伸ばし	、かしこい= けずにやりと い、協力でき あえる、個性	なく、元 きる、優 生のある	施設紹介	育活動を ① 企 と 温水 の歩く	行ってV を使りまる かなこて 考えてルで スキー。	います。 存分にあそいとの出会い り組んでい の水遊び・ さらに自然	を乳幼児期のフ	大切な環境 動・園庭で ルんぼ広場」
認定	こども園名	⑫認定	こども園	おひさ	まし設施	置日	H30.4	ł. 1	設置者	社会福 こども	
入国	氢年齢	生後6か月	月~5歳				所在 地	千歳市	iみどり台pi	南2丁目12-0	6
利用	用定員	1号 10人	2号 49人	3号 40人	合i 99		連絡 先	क (012	23) 29-3311	FAX (0123)	29-3311
開	園日	月曜日~二	上曜日	休園日						~1月3日) ・冬・春休み	あり。
	う・ 育時間	教育標準 保育標準 保育短	時間	9:00~1 7:00~1 8:30~1	18:00		預り保育	延長保育	新 休日保i —	育 実費徴収	上乗せ徴収 ―
教育・保育目標	 ☆たくましい身体を持つ元気な子 教明るく素直で、思いやりのある子 ☆善い事、悪い事が分かり、みんなと仲良く遊べ 【教職員の基本姿勢】 ☆子どものありのままの個性を受け止めます。 ☆一人ひとりのなまなないつぶやきを大切にしまった。 			ょす。 します。	施設紹介	歌・体携 す。3~! 楽・造形 こり な創造性 小学校	を中心に 5歳児クラ ・体育・ たちの基 と社会性 でへの移行	五感を磨き ラスでは、『 英語・水泳 基礎体力を培 生を身につい	べに行くよう「	えを育みま に来て、音 います。 育て、豊か	

認定こども園(幼保連携型)

認定	こども園名	® あん	, じゅ認気	≣ことも!	東設置	置日	Н31. 4	4. 1	設置者	社会福祉	
入国	園年齢	生後6か月	月~5歳				所在地	千歳市	春日町5丁目	1 −10	
T 110		1号	2号	3号	合計	-	\±42 +	- (010)) 00 0015	EAV (04.00) (20.0010
和山舟	用定員	10 人	54 人	36 人	100 /		連絡先	25 (0123	3) 23-8015	FAX (0123) 2	23-8016
開	開園日 月曜日~土曜日 休園日 1-						、祝日、年末年始(12月29日~1月3日) 定子どものみ:土曜日休み。夏・冬・春休みあ				
≠ h=	教育標準時間 9:00~13:00						預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	教育 · 保育標準時間 7 · 00~18 · 00						\cap				
木	3 四日	保育短問	寺間	8:30~16	5:30		0	Ü		U	_
保育目標	保育時間 保育短時間 8:30~16:30						連携型認 ンいたし 1,000	思定こども レました。	支笏湖通り沿 園として 31年 3敷地と自然る たします。	■4月1日に	新規オープ

認定	こども園名	3 個認定	こども園向]陽台	記	置日	S59.	4. 1	設置者	社会福	
入国	氢年齢	生後6か月	月~5歳				所在地	千歳市若	草5丁目2	2 - 2	
利用	用定員	1号 10人	2号 46人	3号 34 人	合計 90 人		連絡先	☎ (0123)	28-3300	FAX (0123)	28-3304
開	開園日 月曜日~土曜日 7 数音標進時間 8				日曜日、	、祝	日、年末年	年始(12月	1 29 日~ 1	月3日)	
4		教育標準	時間	8:30~13	3:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
0,11	教育 保育時間 保育標準時間 保育短時間			7:00~18 8:30~16			0	0		0	
保育目標	保 育 ○ やさしい子 ○ げんきな子 目 ○ がんばる子					施設紹介	森があ	り、自然豊大	いな環境にあ	已をのばすと らります。草 でたっぷり	

(2)認定こども園(幼稚園型)

認定	こども園名	15認定	こども園メ	リー幼稚	夏 設記	置日	S 42.	3. 31	設置者	学校法人	千歳学園
入[園年齢	※ 生後 6 た	1月~5歳				所在地	千歳市	末広5丁	目1番6号	
T .1.1		1号	2号	3号	合計	-	\±42.±	- (0.10	.0) 00 000	FAV (21 22)	20.0040
和北	用定員	180 人	15 人	*	195 /	٨.	連絡先	23 (012	(3) 23-3329	P FAX (0123):	23-3640
開	開園日 月曜日~金曜日 休園日 15						曜日、祝! ·どものみ			月 29 日~1月 あり。	3日)
老/7	李 。	教育標準	時間	9:30~15	5:00		預り保育	延長保育	休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
	教育 • 保育標準時間 7:30~18						0	保育短問 間のみ()	· —	0	—
保育目標	保育短時間 9:30~17:3 ○丈夫でたくましく良く遊ぶ子ども(元気な子) ○誰とでも仲良くでき、お互いの気持ちを尊重でき					施設紹介	発達を目 個性を伸 広い園	指し、さ ばします 庭でのひ	まざまな体	き出し、心身(な験を通して一, が、また、5 台の すます。	人ひとりの

認定	こども園名	(6)認定で	ども園第2	メリー幼稚	夏 設計	置日	S 45.	3. 27	設置者	学校法人	千歳学園
入[園年齢	満3歳~	5歳				所在地	千歳市富	丘4丁目	13-20	
£11E	用定員	1号	2号	3号	合計	-	古级片	A (0100)	\00 5705	FAV (0100) (00 5761
<u></u>	廿化貝	240 人	15 人	_	255 /	人	連絡先	A (0123)) 23-5735	FAX (0123) 2	23-5761
開	園 日						曜日、祝 -どものみ			29日~1月り。	3月)
おなる おおり おおり おおり おおり おおり おおり かんり おおり おおり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん	今 。	教育標準	時間	8:30~14	1:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
0,11	教育。						\bigcirc	保育短時	_		
	الما روه ك	保育短	寺 間	8:30~16	5:30			間のみ○			
保育目標	保育短時間 8:30~16:3 ○丈夫でたくましく良く遊ぶ子ども(元気な子) ○誰とでも仲良くでき、お互いの気持ちを尊重でき						発達を 個性を伸 広い園	指し、さま ばします。 庭や隣接す	さまな体験 る富丘公園	き出し、心身の 験を通して一。 園でのびのびる 豊かな公園にも	人ひとりのと遊び、ま

認定	こども園名	⑪認定で	こども園千点	歳青葉幼稚[夏 設制	置日	S 42.	3. 31	設置者	学校法人	千歳青葉	学園
入国	園年齢	満3歳~5	5歳				所在地	千歳市	青葉5丁	目 13 番 7 -	号	
利用	用定員	1号 105人	2号 15 人	3号 -	合計 120 /		連絡先	क (012	3) 23-3998	8 FAX (012	23) 23-741	.2
開	開 園 日 月曜日~金曜日 休園日 その 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1 ± 1						一部土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月 その他休園日あり。 1号認定子どものみ:土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
0,11	教育• 教育標準時間 10:00~14:00 保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30						預り保育	延長保育 保育短時 間のみ〇	f	育 実費徴	(収 上乗せ	* 徴収
保育目標	季折々の かんしょう かんしょう かんしょう かいまい かいまい かいまい がくり といい さいしゅう かいまれる かいまれる かいまれる かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいま	の環境を大切が かに、では、 かった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	こ自然から学をよいらりなからりなからりない。 ないではないないないない。 では、 では、 では、 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	! ぶ行とない。 ななで編夫 と教すで編夫 はととてい成しとていいに をに来るよう。 というに はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	に親しいまいな。体は、	施設紹介	に畑を有 していま	「し、季節 さす。	i感を五感で	・ や花があり、 で感じられる 忍定こども園	環境づくり	りを

認定	ことも園	(幼稚園型)									
認定	こども園名	⑱認定こども園く	るみ幼稚園	設置日	S38. 5	5. 10	設置者	学校法人	西越学園		
入国	園年齢	満3歳~5歳			所在地	千歳市	幸福1丁	1 丁目 8 4 7番地 3-4559 FAX (0123) 23-4572 (12 月 29 日~1 月 3 日) 休みあり。 休日保育 実費徴収 上乗せ徴収 上乗せ徴収 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
利用	用定員	1号2号165人15人		合計 180 人	連絡先						
開	園日	月曜日~金曜日	休園日	の他休園					3目)		
学 力 3	育•	教育標準時間	9:45~13:4	5	預り保育	延長保育	休日保育 休日保育	育 実費徴収	上乗せ徴収		
	ョ・ 等時間	保育標準時間	7:00~18:0		0	保育短時	-	0			
		保育短時間	8:30~16:3	0		間のみ)				
保育目標	○ 感情(○ 自主(○ 協力 ○ 創造(○ 思い	で明るくいきいきした子との安定した素直な子ども の安定した素直な子ども 的で何事も進んでしようと してみんなと楽しく遊べる 的でよく考える子ども やりがあり心情豊かな子と 強い子ども	:する子ども 5子ども	施設紹介	自然か 豊かな知 す。 開園り	¹ ら学ぶ中 P性を身に J来 5 9年	で強じんなこつけた調和 このけた調和 に間の幼稚園	は身体、思いや 1的な教育を志日としての実績	りのある心、 向していま を土台とし		
認定	こども園名	⑲ 第 2 わ かり	ず 幼 稚 園	設置日	Н8. 4.	1	設置者	学校法人 ′	富士学園		
入国	園年齢	※ 1歳∼5歳			所在地	千歳市	勇舞1丁	∄ 4 − 1			
利用	用定員	1号2号135人10人	3号 ※	合計 145 人	連絡先	5 0123	3-23-2200	FAX0123-23	-2210		
開	園日	月曜日~金曜日			日曜日、祝日、年末年始(12月 29日~1月 園日あり。1号認定子どものみ:夏・冬・春休						
教育	育•	教育標準時間	8:30~13:3	0	預り保育	延長保育	□時				
	う う時間	保育標準時間 保育短時間	$7:30\sim18:30$ $8:30\sim16:30$		0	保育短時	_	0			
保育目標	育て、感 につける ○ 言心」 ○ 一 ○ 人の記 ○ 育てる	としく、いきいき躍動する。 シコミュニケーションを大 を育てる。 話をよく聞き、自分で考え	力を身のくる。施設紹介	コンパンを対している。このでは、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	✓遊具(デ. ※楽しむこ 対にある 自然から ぎす。	ンマーク製) とができま 「わくわく農 っ学ぶ豊かな ・園生活がで	・砂場もあり、 さす。 と は な体験と食農育の は、 も は は は は は は は は で は で は で は で は で は で	、安心して の野菜を育 の充実を図			
認定	こども園名	⑳(仮)認定こども圓	圖千歳幼稚園	設置日	S27. I	11.5	設置者				
入	園年齢	満3歳~5歳		A = .	所在地	千歳市	清水町4	丁目 2 5			
利用	用定員	1号 2号 77人 ※	3号 —	合計 77 人	連絡先	25 0123	3-23-2331				
開	園 日	月曜日~金曜日	:曜日、日								
±/	5	教育標準時間	00	預り保育	延長保育			上乗せ徴収			
	育・ 育時間	早朝預かり時間	8:00~8:	30	0			\cap			
1/A F	預かり保育時間 14:00~18:0										
教育・保育目標	るる子域自開を「教自 し、どに園か実遊を上 がまびと遊 をが が で が で が で が で が で が で が で が で が だ が た が た が た が た が た が た が た が た が た	情神であるキリスト教保育 中間を大切に、心を育むこ 一人ひとりを大切にしてしたりを大切にしたりを大切にしたりを大切にしたりではたければないできったがけいすず援をの行うがあるよとないでで行遊びまるとと、またなど、大いての土谷とではいての土谷との大生においての土谷である。	してい れ、地 域にび 脱設紹介 リスト	○千歳市で最初に開園した幼稚園であり、72年目を迎えます。 ○異年齢によるクラス編成をし、子どもの年齢の発達段階に合わせた年齢別活動を行っています。 ○自ら遊ぶ「自遊共育」を実践しています。 ○2歳児クラスがあります。 ○来年度より認定こども園幼稚園型に移行予定それに合わせ、給食を導入します。 *1号認定・・週2回給食・週2回お弁当 *2号認定・・週5回給食を提供しますが、行事などでお弁当を持参していただくことがあります。				年齢の発達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

(3) 認定こども園(保育所型)

$\stackrel{\sim}{=}$											
認定	こども園名	थ あ さ	5 陽 認 定	ことも	記記	置日	R 2. 4	l. 1	設置者	株式会社	上育未
入国	氢年齢	生後6か月	月~5歳				所在地	千歳市	7流通3丁	目 1-12	
利用	用定員	1号 10人	2号 60人	3号 30 人	合計 100 /		連絡先	क (0123)) 29-5530	FAX (0123) 2	9-5560
開	開 園 日 月曜日~土曜日 休園日 1 教育標準時間 8:30~14:30						日、年末 どものみ		•	1月3日) 冬・春休み	あり。
3,11	1						預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
教育・保育目標	株育短時間 8:30~16:30 教育 ☆自分のことは自分で出来る子(自立の心)						のびと ※ヨコミ 可能性 ※園バス	保育が出来 ネ式教育法 を最大限に を用意し登	そる施設を親 まを取り入れ 引き出す係 降園しやす	くし、子どもだけしました。 おといました。 、子どもだける。 、子とします。 で環境を整さるよう努める	ちの無限の

(4)認可保育所

認可	J保育所名	22 第 2	2 住吉保育	富	設制	置日	Н29. 4.	1	設置者 社会福祉法人恵愛会		
入国	園年齢	生後6かり	月~3歳未満	Î			所在地	千歳市	方豊里 2 丁	1 1 7 - 7	
利月	用定員	1号 —	2号 —	3号 45 人	合語 45		連絡先	ਨ (0	123) 40-55	500 FAX (0123) 40-5501
開						、祝日	日、年末年	始(12	月 29 日~	1月3日)	
教育	育•	教育標準時間 — 7:00~18:00 保育標準時間 7:00~18:00					預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
保育	教育・ 保育時間保育標準時間7:00~18:00保育短時間8:30~16:30				_	0	_	0	_		
教育・保育目標	収育時間 保育標準時間 7:00~18:0 保育短時間 8:30~16:3 園の方針 ① 健康な体力づくり ② 社会性をもたせる保育 ③ 家庭的環境づくりを絶えず配慮したがら個性の						児用の保予 家庭的 に愛情を	育園とし 環境に配 たっぷり	て、平成 29 慮した空間	30m 北方向に O 年 4 月 1 日に 同 で、乳幼児の 身ともに健や うます。	뢲園します。 大切な時期

認可	I保育所名	②北陽	引保育園		設制	置日	H16. 2.	5	∜盾者 : '	寺定非営利 比 陽 保	活動法人 育 園
入国	園年齢	生後6かり	月~3歳未満	Î			所在地	千歳市:	北陽1丁目	12-2	
利月	用定員	1号 —	2号 一	3号 20 人	合i 20 ,		連絡先	ਨ (012:	3) 23-3975	FAX (0123)) 25-3975
開						、祝日	日、年末年	始(12月	29 日~1	月3日)	
#4-7	, -	教育標準	時間	_			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
0,11	教育教育標準時間7:00~18保育時間保育短時間8:30~16						0		0		
保育目標	さつでき	保育短時間 8:30~16:3 集団活動を通し、「感謝する子」「やさしい子」「さつできる子」を3本柱とし、基本的習慣を身に発達段階において手助けし、心身ともに健やかな					です。基本 助けし、心 育・英語・	k的生活習 い身共に健 リトミッ	慣を身に付 やかな成長 クを外部専	芝の園庭がまけ発達段階にを育みます。 明講師から楽保育を行って	こおいて手 また、体 &しく学び、

認可	I保育所名	② ちとせスマイ	ル保育園	設置		Н30. 4	. 1	設置者	特定非営利 えにわスマイ	
入国	園年齢	生後2か月~5歳				所在地	千歳市信	注吉5丁目	1 - 24	
利用	用定員	1号2号-27人	3号 22 人	合計 49 人		連絡先	क (0123)21-8892	FAX (0123)	21-8893
開	園日	月曜日~土曜日	日曜日	、祝	.日、年末年	年始(12)	月 29 日~ 1	月3日)		
0,11	教育標準時間 一 保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30					預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
教育・保育目標	○豊かな ○友だち	でたくましい子 ☆感受性と表現力を持った∃ っを大切にする子 で元気な子		施設紹介	東コニュ 童館など 境が整っ 遊びや歌	ニティーセ 子どもの本 ており、そ 、活動の楽	マンター、日本来の姿であ 一の環境の中 としさを感じ	号公園、鉄町の出小学校、 る遊びや学習、一人一人だながら、子と めていきます	ひので児 習できる環 バ充実して ごもたちが	

(5) 小規模保育

	小規模 §事業所名	25 あり	んこ保育	室	設置	置日	S57. 4	ł. 1	設置者	設置者 株式会社ありんこ舎		
入国	園年齢	生後 43 日	目~1歳未済	茜			所在地	千歳市	北栄 1 丁	目 25-9		
利用	用定員	1号 一	2号 一	3号 12人	合計 12 人		連絡先	a (012:	3) 26-3845	5 FAX (0123) 2	26-3845	
開							2日、年末 ^年	手始(12	月 29 日~	~1月3日)		
教育	育•	教育標準時間 7,000 10,000					預り保育	延長保育		育 実費徴収	上乗せ徴収	
保育	育時間	保育標準時間 7:30~18:00 保育短時間 8:30~16:30					_	保育短時 間のみ〇	-	0		
保育目標	保育短時間 8:30~16:30 健康で感性豊かな子						い一人 保育を心 施設内 楽しく 過 ルギーの	トとりの個 かけは広くり はばなるよう があるお子	性を大切にます、安心を記し、	い豊かに成長すっこし、きめ細やっこし、きを全な保育。 離乳食はもちっけ応しています。 を行っています。	かに丁寧な 室の中で、 ろん、アレ また、ブ	

	小規模 §事業所名	26 こ <i>だ</i>	ま保育園		設置	置日	S56. 4	ł. 1	設置者	株式会社	小恵樹
	氢年齢	·	目~1歳未済	茜			所在地	千歳市花	園 5 丁目 7	7 –13	
利用	用定員	1号 一	2号 一	3号 12 人	合計 12 人		連絡先	☎ (0123) 26-3455	FAX (0123) 2	6-3455
開	園 日	月曜日~二	上曜日	休園日	日曜日	、祝	日、年末年	丰始(12)	月 29 日~	1月3日)	
教育保育	育• 育時間	教育標準 保育標準 保育短軍	7:30~18 8:30~16			預り保育	延長保育 保育短時 間のみ〇	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
保育目標					。また、	施設紹介	総合支 育を行 や交通 境にも	援センター っています 公園等の他	に近く、こ 。さらに、 、外遊びも 、ます。保証	の中心施設であ の施設を活用 周りにはサーニ 可能な庭もあ 育歴の長いスタ ます。	しながら保 モンパーク り、保育環

	小規模 舒事業所名	②さく	ら保育園		認	置日	S59. 5	5. 1	設置者	サンリリー	株式会社
入[園年齢	生後 43 日	目~3歳未済	茜			所在地	千歳市	稲穂1丁	∄ 2 − 5	
和	用定員	1号	2号	3号	合計	t	連絡先	73 (012	23) 23–481 1	FAX (0123) 2	23-4813
ופיוי	וועבאַ		—	19 人	19 人		年前した	L (012	10/20 HOLL	1 TAN (0120) 2	20 4010
開	園 日	月曜日~二	上曜日	休園日	日曜日	一、祝	l日、年末 ⁴	手始(12	2月29日~	~1月3日)	
老行子		教育標準時間 —					預り保育	延長保育	休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
0,11	ョ・ 今時間	保育標準時間 7:30~18:00								_	
	300160	保育短明	時間 ①8∶(00~16:00 ②	9:00~17	7:00					
保育目 ○ 心も身体も健康な子ども ○ 豊かな感性と創造性にあふれる子ども ○ よく考えて行動し思いやりのある子ども							です。「少 育士、看 手助け心地 ち。 見学に	>人数を引 決 ま は ま よ は い き に き に り と に り に り に り に り に り に り に り ら り に り に り	F厚い保育」 問理師) が∃ R庭的な雰囲		ベタッフ(保 長と発達を で子どもた

	小規模 弥事業所名	28ステ	ップ赤ち	ゃんる~	む 設置	置日	Н9. 4.	1	設置者 株式会社ステップ		
入国	園年齢	生後 43 日	目~1歳未済	満			所在地	千歳市	青流 7 丁目	8 − 8	
利月	用定員	1号 —	2号 一	3号 9人	合計 9 人		連絡先	ਨ (0123	3) 27–3582	FAX (0123)	27-3636
開	園日	月曜日~:	上曜日	休園日	日曜日	、祝	日、年末年	年始(12	月 29 日~	~1月3日)	
老灯子	育•	教育標準	時間				預り保育	延長保育	休日保証	9 実費徴収	上乗せ徴収
	ョ · 育時間	保育標準 保育短	3:00 3:30		_	0		0	—		
保育目標	保育短時間 8:30~16:30 ○安全な環境の中で、基本的な生活(睡眠・食事・・ 泄)を保障し、一人ひとりの生活リズムを整え、子もが心地よく感じられるよう丁寧に保育します。 ○子どもの気持ちを受け止め、穏やかに愛情一杯の育を進め、人との関わりを喜び、安心して過ごせるうにします。 ○見る・聞く・触れるなどを通して身の周りに対す興味や好奇心が芽生え、自ら喜んで遊びだすようにきかけます。						穏やかな 全に過ご 〇完全約 理立を決 ○戸外沿 がけて	は環境づくきでした。 では、できれている。 では、のでいる。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 では、できない。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる	りを心がけたい考えたいと たいを から がもの様子 です。 して いた した した した いた の様子 に なった の は の は の した い した い した い した い した い した した した した した した した した した した した した した	個性豊かな子 、子どもたち 、ています。 ・おやつ)で、 (体調等)や季 健康な体をつく の保育士で手	と楽しく安 専門の調 節を考え献 る保育を心

	小規模	29 育未保育園		設置		H27.4	ł. 1	設置者	株式会社	上育未
入[園年齢	生後6か月~3歳未満				所在地	千歳市日	目の出4丁	目 3 −10	
利用	用定員	1号 2号 	3号 19人	合計 19 人		連絡先	ਨ (0123	3) 25-3109	FAX (0123) 2	25-9499
開	園 日	月曜日~土曜日	休園日	日曜日	、祝	日、年末年	年始(12	月 29 日~	1月3日)	
	育•	教育標準時間 保育標準時間 保育短時間	- 7:30~18 8:00~16			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
保育目標	○ お返	やりのある優しい子 事が出来る子 の事は自分でしようとする	子		施設紹介	第一に食	育、知育、		○サポート役 ≷ ど優先し、保証 ます。	
	小規模 保育事業所名 30 千歳春日保育園ポケット 設置E						ł. 1	設置者	学校法 浅利教育	-
入[園年齢	生後6か月~3歳未満						目 1 - 9		
利用	用定員	1号 2号 	3号 19人	合計 19 人		連絡先	전 (0123	3) 27-5535	FAX (0123) 2	27-5030
開	園 日	月曜日~土曜日	休園日	日曜日	、祝	日、年末年	年始(12	月 29 日~	1月3日)	
	教育教育標準時間—保育時間7:00~18:00保育短時間8:30~16:30					預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
保育目標	R ○ 心も身体もたくましい子ども ○ 意欲的に遊び、豊かに表現できる子ども ○ 集団の中で、自分や友だちを大切にする子ども ○ 保護者と一緒に子育てを考える保育園			ども	施設紹介	境を整え の信頼の を 目標に 理かな保 千歳 やホール	、思いや、 、と持に、生じて を一じてを展育 保育保育と で使用など	要求が満たるなりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	面に十分配慮し されることを追いわりにつなれた 下日保育園の母 大学までを見過 でつながっても で、園の開放が た。	重してようでは、 はな音では、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 はいでは、 ないでは、 はいで

小規模保育

	小規模 野業所名	3)ニチィ	′キッズおさ	つ駅前保育	司 設置	置日	H28.4	. 1	設置者	株式会社ニチイ学館	
入[氢年齢	生後 57 日	目~3歳未	満			所在 地	千歳市	長都駅前	1丁目6-1	
		1号	2号	3号	合詞	†	連絡				
利用	利用定員 — 19人 19						先	13 (0123) 40-7020 FAX (0123) 40-7021			40-7021
開							日、年末 ^年	手始(12	月 29 日~	~1月3日)	
老位于	李 。	教育標準時間 —					預り保育	延長保育	休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
٠, ١,	教育・ 保育時間							0	_	0	—
保育目標	保育短時間 8:30~16:30○ すくすく育つ ・健全な心と健康な身体						全な生活の方々で、 す 「 ここで、 学で	舌環境を も、を は、 を 、 と く く く く く や の や で の で の で の で の で の で の で の で の で	ご用意した。 の人々もも、 しています。 くわくば、 「自分」と	~	も、保護者 なれる保育 遊びの中

	小規模 野業所名	® ひょ	こ保育園]	灵	置日	H31. 4	ł. 1	設置者	合同会社	ひよこ
入[園年齢	生後6か月	月~3歳未満	Î			所在地	千歳市	新富2丁目	∄ 4-11	
利	用定員	1号 -	2号 一	3号 19人	合計 19 /		連絡先	क (0123	3)22-0145	5 FAX (0123)	22-0146
開	園 日	月曜日~=	上曜日	日曜日	八初	日、年末	年始(12	月 29 日~	~1月3日)		
教	育•	教育標準時間 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —					預り保育	延長保育	休日保育	字 実費徴収	上乗せ徴収
保証	育時間	保育短時間 7:00~18: 保育短時間 8:00~16:					_	0	<u> </u>	0	
教育・保育目標	・ 宝な図ります						利便性か 心・安全	・ 健やかり	こは公園も こ子どもの	あり仲の橋通り 多くある環境の 成長が見守れる 育を目指しまっ	の中で、安 る拠点とし

(6)事業所内保育

	等業所内 第事業所名	33ダイ [・]	ナックスこ	こともくらん	ぶ 設置	置日	H14. 4	ł. 1	設置者	㈱ダイナ	ックス
入国	園年齢	1歳~3歳	未満(従業員	枠は3歳~	5歳も対	象)	所在地	千歳市	上長都 105	53-2	
利用	用定員	1号	2号	3号 (地域枠)	合計		連絡先	क (012	3) 24-3247	FAX (0123) 4	19-2050
		_	_	8人	8人						
開	園日	月曜日~台	仓曜日	休園日	土・日曜 ※㈱ダイコ					業期間 こめ、祝日は-	一部開園
サカマ		教育標準	時間				預り保育	延長保育	休日保育	育 実費徴収	上乗せ徴収
0,11	ョ・ 目胡倉	保育標準	時間	7:45~19	9:00				_		
A F	الما تون ف	保育短	寺 間	9:00~17:00							
保育目標	少人数制による異年齢児保育により、子ども同士だ 兄弟、姉妹のように助け合う心・我慢したり、譲る心						すが、 ^棒 備を実施 心してま ます。 園	特内に保安 重するなど 3子さんを 1庭・花壇	センターを 園児の安全 預けていた	ある事業所内保設置し、24 時間 して 24 時間 に十分配慮して だける環境と対 敷地内の農園です。	間体制で警 ており、安 なっており

=	5*** 5C ch										
_	事業所内 事業所を	34 千 篇	あみどり	の保育	夏 設置		H23.4	ł. 1	設置者	社会福祉法人V	らはつの会
入图	園年齢	1歳~3点	 表未満				所在地	千歳市	大和4丁	∄ 3 −11	
利用	用定員	1号	2号	3号 (地域枠)	合計		連絡先	ਨ (012)	3) 49-2288	3 FAX (0123)	40-1166
			—	9人	9人						
開	開園日 月曜日~土曜日 休園日 教育標準時間 —					、祝	日、年末年	年始(12	月 29 日~	~1月3日)	
老位	育•	教育標準時間 — 7,000 100					預り保育	延長保育	休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
3,11	9 等時間	保育標準時間 7:00~18:0 保育短時間 9:00~17:0					_	0	0	0	_
保育目標	○ 自然との触れ合いを通し、様々なことに興味・関 心がもてる子どもに育てる。					施設紹介	子 ど を に に に り 、 保 う 気 る う の に り の う の う の り の り の り の り の り の り の り の	と育児休業育しており 育しており 平区) や他 司じ保育目 と同じよう	き明け(生) ります。法) にも事業P 標を持ち、)に行って	は、介護施設に 後 12 か月より) 人として、認可 り保育園を2 に保育内容につ おります。 は提供していま	のお子さ 保育園(札 所運営して いても認可

(7) 幼稚園

幺	力稚園名	① 千 i	歳つくし	し幼稚!	園	設置日	S49. 1	0.1	設置者	学校法人つ	くし学園
入国	氢年齢	3歳~5歳	竞				所在地	千歳市	高台2丁	目3番11号	
利用	用定員	1号 260人	2号 一	3号 —		計 30 人	連絡先	a (012	3) 23-0203	3 FAX (0123) 22	2-3097
開	園日	定曜 日	休園日	夏	· 冬 · ā	祝日、年末年 春休みあり 長期休み中					
	育• 育時間	教育標準時間 9:00~14:0 預り保育時間 8:00~18:					預り保育	延長保育	休日保 —	育 実費徴収 —	上乗せ徴収
教育・保育目標	● 回も心も体も、みんなりっぱな子どもに ○ 自分でかんがえ、自分でつくりだす、かしこ い子どもに ○ どんなことにぶつかっても、まけずにやりぬ く、げんきな子どもに						目を迎えること ひとでといい か中をめましていい がしている のにある自然保	という というという というでみ いる 、 なってみ いった いった 「 ま場 「 つった 「 つった 「 つった 」 つった 「 つった つった 「 つった つった しゅう という という という という という という という という という とい	ました。 さしたちを大かさしたちい、 さしととばいる 園 なしんばが しんばが	年創立以来、2 は切に、たのしい いしこい子どもで と努力してまいい ム」は、子育で 20分、支笏湖 が場」では、プー な策、作物栽培等	い生活体 を育てるこ ります援活動 て方く かん での水

(8) 企業主導型保育

<u>(8</u>	8) 企業主導型保育 ①ノース・つくし保育園 シューロ ロック・コン セガサミー												
	業主導型保証 所名(認可		-ス・つく (^{竣保育所)}	し保育園	設置	iΒ	Н30.	3. 22	設置者		/テインメント		
入[園年齢	1歳~5歳	轰			PF	在地	千歳市	新星1丁	目3番6号			
利用	用定員	1号	2号(地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連	絡先)123) 23-3)123) 23-3				
		—	4人	3 人	7人			I'AA (C	7120) 20 0				
開	園 日	月曜日~日	日曜日	休園日									
	?育 料	1・2歳児	된 : 34, 200 P		その他	・父母	微収】 の会会費 他諸経費		・白米代	5月 1,000 円(2	? 号認定のみ)		
()	月額)	延長保育料:1時間500円 (30分以内250円) 教育標準時間 —				※0~2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象とが め、詳細については施設へお問い合わせください。 預り保育 延長保育 休日保育 実費徴収 上							
	育• 育時間	教育標準時間 - 7:00~18:00 延長保育 1時間有り りひとりの幼児を大切にし、楽しい生活体験の					預り保育 延長保育 休日保育 実費徴収 上乗せ - - 在園児のみ○ -						
教育・保育目標	中しす 1. リスめ「千子楽指基基の家庭 1. リスめ「千子楽指基基の家庭 1. 1. 1. 2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	で、育 で、 で、 で、 で、 で、 育 で、 で、 育 で、 で、 育 か な、 れんに 共の・ 地域の たか、 関 は 近 が、 関 自 広 ボー ま に し 共の ・ 地域 に 手 活 団 が 地域 の は 庭 環 場 市 遊 が れんに と 集 に 間 関 域 の 保 の の の の の の の の の の の の の の の の の	くことに でで境」、「越た」ででは、 でででででででででででででででででででででででででででででででででで	して、健康で、保証を表現では、 はない は は は は は ない は は ない は は ない は は かい カータ かい	で た り 歩 イ ・ し 生 域 は は は は は は は は は は は は は	施設紹介	ーーのと ケす 日機すやド のと ケす 日機すやド	スフエリンスフリンス 2018 は 2018 は 2018 は 10 に 10	レディン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イ	つくし学園が行 の利便性を考り	するとするとするとするととするととうできませた。 対方育事 関いたいのでは、「一大変をはいるのでは、「一大変をはいる。」となっては、「一大変をはいる。」となっている。 しょう はい		

企業主導型保育事業所

* 企業	美主導型保	育事業所*									
	全業主導型保育 業所名(認可外)②資生会ここのみ保育園人園年齢生後6か月~5歳				設置E	3	Н30. 2	2. 1	設置者	医療法人	資生会
入国	園年齢	生後6かり	月~5歳				所在地	千歳	市桂木1丁	目 3 - 20	
利用	用定員	1号 -	2号 (地域枠) 1人	3号 (地域枠) 3人	合計 4 人		連絡先		23) 40-3030		
88	園 日	月曜日~	<u> </u>	休園日			. ' ''	宝士年4	ム (10 日 20) 日~1 月 3 日	1)
开		万唯口。_	上唯日	小屋口	【実			+ 1 + 1 + 1	日(12月))口~1月3日)
	育料 月額)	0 歳児:3	思5, 900 円	その他	・主: ※き ※0~ ※3j	食代よう 2 歳以	月(上限 だい割引 歳児の昼 上児の保	:第2子 食代は保 育料等に	:育料に含ま	れています。 無償化の対象と	なるため、
#ねる	育•	教育標準	時間		•		預り保育	延長保	育 休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
	ョ・ 育時間	保育標準 保育短 ^時		8:00~19:0	0				在園児 のみ〇	! ()	
教育•保育目標	● あかるくたくましく生きる力のあるこども ● 季節の行事、日々の遊び・お散歩、様々な体 ら豊かな心を育む ● 様々な玩具や絵本を通して、指先の発達や想力・集中力・語彙力を身に付けていく ● パネルシアター等で食べ物の役割を伝え、日食事を通してマナーを身に付けていく ● 保育室の片付け、お掃除、食事の準備等の年合ったお手伝いを積極的に取り入れる ● 身の周りの事を自分で行い、基本的生活習慣に付くように、個々に合わせた援助をしてい ■ 生活の中で思いやりや優しさを身に付け、たときには互いに協力して助け合う				象々のに対象がいた。	他なって	導型 場たまり する は まり する は でん は で	事りし、のもや くきとし隣びたか 職る	み保育園は、 して平成30 た室内スペー 地になんでも とかができる とかができる はがいたができる はの子どもの よっ地域や	医療法人資生 年2月に開園 一スに加え、園 とした芝生が揃っ この関わりを大 さるよう努めて つほか、地域の ごとないといい。 と設定し、地域	てしまいた。 をりて切ました。 はいいにいいましりでする。 でするでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	業主導型保育 所名(認可	(3)/5/	らす保育園ちと	こせ Rera 園	設置E	3	Н31.2		設置者	株式会社	
入[園年 齢	生後 57 日	目~2歳		所在地 千歳市柏台南 1 丁目 2-1 千歳 ットモールレラ内 区画 126						
利用	用定員	1号 -	2号 (地域枠) -	3号 (地域枠) 5人	合計 連絡先 5人 酒 (0123)29-6650 FAX(0123)29-6651						
開	園 日	月曜日~	日曜日	休園日	年中無	採休					
()	(保育料 (月額) 24,000円(前月16日以上 36,900円(前月15日以下登園および 1歳児:22,000円(前月16日以上 35,700円(前月15日以下登園および 2歳児:22,000円(前月16日以上 35,700円(前月15日以下登園および 数合標準時間			初月保登園) 初月保登園)	育彩	₹) ₹ 0	D他 ;	※夕食サーヒ ※きょうだい ※0~2歳児 れています。	へお問い合わせ 「スあり:1回 ・割引:第2子」 この昼食代は保 で に に に に に に に に に に に に に	500 円 以降半額	
	教育・ 保育標準時間 8:00~21:0 保育短時間 保育短時間				0				在園児のみ〇		
教育・保育目標	・興味・関心・好奇心を育てる保育を目指します。 ・様々な遊びや経験を通して、五感で感じる保育行います。 ・心身共に健やかに育つ環境づくりに努めます。				所	地でなるロゲー	心の成長なくのひ 近くに 冬)夏・然に触れ 保護者	・身体の がのびと は 園と は は と は を よ に に に を に に に に を に に に に に に に に に に に に に	の成長に合わ の成長に合わ 過ごせる保育 維接する広々 を ない を ない がい がい がい がい がい がい がい がい がい が	行い、お子様 せ 寄り添いな を行っていき。 した公園があり を多く取り入れ 努めます。 際の負担を減り 行っていきまっ	がら、無理 ます。 り、(春夏秋 1季節の自 5し保護者

*企業	*企業主導型保育事業所*											
	美主導型保育 所名(認可:	~ (4) ス~	ーるぴーす保育	園 千歳	設置日	R1. 7.	1	設置者	株式会社さ コミュニティ	-		
入[園年齢	生後3か月	月~5歳			所在地 千歳市勇舞4丁目4-16						
利用	用定員	1号		号 或枠)	合計	連絡先	`)123) 47-)123) 47-				
		_	9人		9 人		TAA (U	123) 41	0009			
開	園 日	月曜日~二	月曜日~土曜日 休園日 日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日)									
	·育料 ·]額)	0歳児:2	8,720円	その他	【実費徴収】 ・詳細は施設へお問い合わせください。・一時預かり保育実施あり。 ※延長保育料:0円 ※きょうだい割引:第2子以降半額、第3子0円 ※0~2歳児の昼食代は保育料に含まれています。							
		1・2歳児	君:28, 560 円		※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象となるため、 詳細については施設へお問い合わせください。							
老行子	育•	教育標準	時間 一			預り保育	延長保育	休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収		
	ョ・	保育標準 保育短明		: 00		. 0	0		0			
数 育 ○しっかりと挨拶のできる子ども ○自分のことは自分でできる子ども ○ 問題のである子ども ○ 問題のである子である子でも ○ 思いやりを持ち友達を大切にできる子ども ○ 健康で明るい子ども ○ 健康で明るい子ども ○ はまってきる子でも ○ はまってきる子でも ○ はまっています。 ○ はまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまってい									2 号公園な びのびと遊 人一人の意			
	企業主導型保育 ⑤ 千 歳 恵 比 寿 保 育 園 設置日 R1.9.1 設置者 株式会社恵比寿											

							ります。						
	美主導型保育 所名(認可	i (5) 十	歳恵比	寿保育圆	記憶	置日	R1. 9.	1	設置者	株式会社原	恵比寿		
入[園年齢	0歳~2点	支				所在地	千歳市	清流2丁	目 6-2			
利用	用定員	1号	2号 (地域枠)	3号(地域枠)	合計	-	連絡先	_ `	23) 29-57				
		_	_	9人	9人			FAX (0	123) 29-5	5708			
開	園 日	月曜日~出	上曜日				休園日	日曜日	・祝日・年	F 末年始			
	(月額) ・18 時までのうち 8 時間利用かつ週 5 日(週 6 日)利用の場合: 20,000 円(25,000 円) ・18 時までのうち 11 時間利用かつ週 5 日(週 6 日)利用の場合: 23,000 円(28,000 円) ・20 時までのうち 13 時間利用かつ週 5 日利用の場合: 33,000 円												
	育• 育時間	教育標準 保育標準 保育短時	時間 7:				預り保育 一	延長保育	休日保	育 実費徴収 —	上乗せ徴収 —		
教育・・ 本園は保育理念として掲げる「愛情・安全・笑顔」 を基礎とし、すべての子どもが健やかに成長するため に適切な環境が等しく確保されることを目指します。						施設紹介	清流地区のサーモンパーク通りと戦車通りの交差点にあるディズニー柄がかわいい保育園です。 地域の方々や企業様と共に働くパパ、ママを応援する保育園です。 。看護師が常駐しており体調不良児対応です。登園準備を軽減するため洗濯サービスを行っています。自園調理にて食育を大切にしております						

企業主導型保育事業所

↑正未工等主体月争未別↑											
	美主導型保育 所名(認可:	~ 695	びっこランド	千歳園	設置	設置日 R5.1.30		1.30	設置者	株式会社	育未
入[園年齢	生後6か月	月~5歳			別	在地	千歳市	北光5丁	目 4-34	
利用	用定員	1号 —	1号 2号 3· (地域枠) (地域			道	連絡先 ☎ (0123) 25-5512 FAX (0123				25-5612
開	園日	月曜日~日	日曜日	休園日	園の) 指 定	定する目	1			
	?育料 月額)	0~2歳月	その他	その他 「実費徴収」 ・詳細は施設へお問い合わせください。 ※きょうだい割引:第2子以降割引制度あり ※0~2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対 が、詳細については施設へお問い合わせください。						となるた	
≠ /⊤=	∽ .	教育標準	時間 一	•		預	り保育	延長保育	第 休日保	育 実費徴収	上乗せ徴収
3,11	育• 育時間	保育標準時間 7:00~20:00 保育短時間 —						0	0	0	_
様育短時間 ◇健康・安全など生活に必要な基礎的習慣がわかる子 一の知育・徳育・体育がバランスよく成長する子 の思いやりを持って皆と仲良く遊べる子 の異年齢との関わりで人を労わる気持ちを持てる子 の四季を通じて自然を学び、命の大切さがわかる子 標 ○様々な体験を通し豊かな感性で表現、想像できる子									ります。通 労働環境の 設です。 ら、無限の		

教育·保育給付認定·保育料編

1 教育・保育給付認定について

教育・保育施設及び地域型保育事業を利用(入園)する場合は、事前に1号~3号の教育・保育給付認定を受けることが必要です。

教育・保育給付認定を受けるには、市こども政策課窓口で、保護者の方がお子さんごとに教育・保育給付認定を申請します。その申請をもとに、市が、一人ひとりのお子さんに「支給認定証」を交付します。(私学助成の幼稚園及び認可外施設(企業主導型保育事業所を除く)の場合、教育・保育給付認定は必要ありません。また、施設型給付の幼稚園の場合は、入園決定後に園で教育・保育給付認定申請手続きを行います。)

			教育	• 保育E	問制		利用でき	きる施設	
認定年齢		保育の必要性	教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	隠促いシャ園	保育所	(施設型給付)	地域型保育事業
1号認定 ※1	満3歳以上	必要ありません	0			0		0	
2号認定	3歳以上	必要		0	0	0	0		
3号認定	3歳未満	必要		0	0	0	0		0

- ※ 両親が就労していても、1号認定を受けて、認定こども園や幼稚園に通うことができます。
- ※ 教育標準時間 …1日4時間を標準として各施設で定める教育時間
- ※ 保育標準時間 …1日最長11時間の保育時間(保護者の就労時間が月120時間以上)
- ※ 保育短時間 …1日最長8時間の保育時間(保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満)

(1)教育標準時間の例



(2) 保育標準時間の例



(3) 保育短時間の例



2 利用できる施設と特徴

教育・保育施設及び地域型保育事業の対象年齢、特徴及び利用できる認定区分は次のとおりです。

区分	施設種別 (対象年齢)	施設等の特徴	認定区分
教育•保育施!	認定こども園 (0~5歳児)	幼稚園での幼児教育と保育所での保育機能を一体 的に提供し、地域の子育て支援も行う施設です。	1・2・3号
	保育所 (0~5歳児)	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、必要な保育を行う施設です。	2・3号
施設	幼稚園(施設型給付) (3~5歳児)	就学前の幼児が様々な環境で教育を受け、小学校以 降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。	1号
+4-	小規模保育 (0~2歳児)	3歳未満児を対象に、定員6~19人以下と比較的小 規模な環境で、きめ細かな保育を実施する事業です。	3号
地域型品	事業所内保育 (0~2歳児)	事業所内保育所で、従業員の子どもと3歳未満の地域の子どもを一緒に保育する事業です。	3号
型保育事業	家庭的保育 ※ (0~2歳児)	3歳未満児を対象に、5人以下の少人数での家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業です。	3号
	居宅訪問型保育※ (0~2歳児)	障がいや疾病などで個別ケアが必要な3歳未満児 を保護者の自宅で保育する事業です。	3号

[※]現在千歳市では、家庭的保育と居宅訪問型保育の提供は行っておりません。

3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間

2号及び3号の認定を受けたお子さんが、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用(入園)する場合は、保育の必要性(下記の①~⑩)に該当する必要があります。

また、保育の必要性の該当項目によりお子さんを預けられる時間(保育時間)が分けられています。

	保育の必要性	保育時間
	月に 120 時間以上の就労	保育標準時間※1
1	月に 48 時間以上 120 時間未満の就労 (週に 3 日で 1 日 4 時間以上の就労)	保育短時間
2	妊娠、出産 (産前8週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間)、 産後8週間)	保育標準時間※1
3	保護者の疾病、障がい	保育標準時間または保育短時間※2
4	同居または長期入院している親族の介護・看護	保育標準時間または保育短時間※2
⑤	災害復旧	保育標準時間※1
6	求職活動(起業準備を含む。) 〜最長 90 日(到達日の月末)までの利用	保育短時間
7	就学 (職業訓練学校等における職業訓練を含む。)	保育標準時間または保育短時間※2
8	虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間※1
9	既に上の子が保育を利用していて、育児休業を取得 (上の子が <u>同じ施設の在園</u> を継続できる。)	保育短時間
10	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	保育標準時間または保育短時間※2

^{※1} 保育標準時間の認定を受けても、保護者の申し出により、保育短時間への変更が可能です。

^{※2} 事由に係る状況を勘案して、保育標準時間または保育短時間の認定を行います。

4 千歳市の利用調整基準(2号・3号認定子ども)

○ 千歳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準

教育・保育給付認定申請で特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を上回る応募があった場合は、市はあらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

(1)優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

ア 基本点数

国が子ども・子育て支援法施行規則で規定する保育を必要とする事由に従い設定します。

- ① 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定します。

イ 調整点数

保育の代替手段、世帯の状況、就労状況、きょうだいの状況に応じて加点・減点します。

ウ 同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断します。

(2) 基本点数表

### 状況 点数				-							
①	事由	状況	点数	保育できない理由 ・ 保護者の就労状況等							
 ① 対策 80 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している。(1日 6時間以上かつ月 20 日以上) 70 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労している。(1日 5 時間以上かつ月 12 日以上) 60 月実働 48 時間以上 100 時間未満就労している。(1日 5 時間以上かつ月 15 日以上) 50 月実働 48 時間以上 75 時間未満就労している。(1日 5 時間以上かつ月 12 日以上) 2 妊娠・出産 80 母が出産又は出産予定日の前後 2 か月の期間にあり、出産の休養を要する場合 70 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 50 疾病により保育に支障がある場合 70 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 50 疾病により保育に支障がある場合 70 対応限を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 70 対応限を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 70 対体障害者手帳 3 次 及び精神障害者保健福祉手帳 1~2 級、療育手帳 A の交付を受けていて保育が困難な場合 60 身体障害者手帳 3 次 残育手帳 B・C の交付を受けていて保育が困難な場合 (100 常時看護(介護)が必要であり、月 160 時間以上の保育が困難である。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看館が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。(1日 5 時間以上かつ月 20 日以上完全看館が必要な場合) 70 月実働 160 時間以上で月 12 日以上完全看館が必要な場合) 70 月実働 160 時間以上で月 12 日以上代添が必要な場合) 70 月実働 160 時間以上で月 12 日以上付添が必要な場合) 70 月実働 160 時間以上で力でしている。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 19 東働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 19 東働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日 8 時間以上かつ月 12 日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 150 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 150 職業訓練行 150 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上がつりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま			100	月実働 160 時間以上就労している。(1日8時間以上かつ月20日以上)							
70 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労している。(1 日 5 時間以上かつ月 20 日以上)			90	月実働 140 時間以上 160 時間未満就労している。(1日7時間以上かつ月20日以上)							
万美物100 時間以上120 時間未満就労している。(1 日 5 時間以上かつ月 15 日以上)	~ 44±		80	月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している。(1日6時間以上かつ月20日以上)							
50 月実働 48 時間以上 75 時間未満就労している。(1目 4 時間以上かつ月 12 目以上) 2 妊娠・出産 80 日が出産又は出産予定日の前後 2 か月の期間にあり、出産の休養を要する場合 70 入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合 70 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 50 疾病により保育に支障がある場合 9 体障害者手帳 1~2 級、及び精神障害者保健福祉手帳 1~2 級、療育手帳 A の交付を受けていて保育が困難な場合 9 体障害者手帳 3 級、精神障害保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B・C の交付を受けていて保育が困難な場合 60 身体障害者手帳 0 交付を受けていて保育が困難な場合 70 信時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合 70 信用 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合 70 人院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。 (1日 8 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いため、月 100 時間以上の保育が困難である。 (1日 4 時間以上か 12 日以上付添が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いため、月 48 時間以上の保育が困難である。 (1日 4 時間以上で月 12 日以上付添が必要な場合) 70 月実働 160 時間以上の仕事に内定している。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 12 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 12 日以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 10 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上がつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上がつ月 10 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 10 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上の一日でいる。(1日 6 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 100 時間以上かつ日 200 以上) 40 月実働 100 情報 100 時間 100 日間 100 情報 10			70	月実働 100 時間以上 120 時間未満就労している。(1日5時間以上かつ月20日以上)							
2 妊娠・出産 80 日が出産又は出産予定目の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合 70 入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合 70 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合 50 疾病により保育に支障がある場合 50 疾病により保育に支障がある場合 50 疾病により保育に支障がある場合 50 身体障害者手帳1~2級、及び精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合 60 身体障害者手帳3級、精神障害保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合 60 身体障害者手帳の変付を受けていて保育が困難な場合 70 常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いのため、月160時間以上の保育が困難である。 (1 日 1 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いのため、月48時間以上の保育が困難である。 (1 日 1 時間以上で月12 日以上付添が必要な場合) 70 月実働160時間以上の仕事に内定している。 (1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働120時間以上の仕事に内定している。 (1 日 8 時間以上かつ月20 日以上) 1 日 実働120時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月20 以上) 40 月実働18時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月20 以上) 40 月実働18時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月12 日以上) 40 月実働48 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月20 以上) 40 月実働48 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月12 日以上) 40 月実働48 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月20 以上) 40 月実働48 時間以上がつり20 以上) 40 月実働48 時間以上がつり20 以上) 40 月実働48 時間以上がつり20 以上) 40 月実働48 時間以上がつり20 以上) 40 月実働48 時間以上がり20 以上) 40 月実働48 時間以上がり20 以上) 40 月実働48 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月20 以上) 40 月実働48 時間以上がり20 以上) 40 月実働48 時間以上の仕事に内にのより20 以上の48 時間以上の48 日はり20 は上の48 日はり20 は上の48 日はり20 は上の48 日はり20 は上の48 日はり20 は上の48 日は			60	月実働 75 時間以上 100 時間未満就労している。(1 日 5 時間以上かつ月 15 日以上)							
探病など 100			50	月実働 48 時間以上 75 時間未満就労している。(1日4時間以上かつ月12日以上)							
(3)	②妊娠•出	産	80	が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合							
であると 100 技術により保育に支障がある場合 100 実施により保育に支障がある場合 100 身体障害者手帳1~2級、及び精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aの交付を		ı ċ .÷	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合							
50 疾病により保育に支障がある場合 100 身体障害者手帳 1~2 級、及び精神障害者保健福祉手帳 1~2 級、療育手帳 A の交付を 受けていて保育が困難な場合 100 身体障害者手帳 3 級、精神障害保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B・C の交付を受けていて 保育が困難な場合 60 身体障害者手帳 3 級、精神障害保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B・C の交付を受けていて 保育が困難な場合 100 常時看護(介護)が必要であり、月 160 時間以上の保育が困難である。 (1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合) 70 入院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。 (1 日 5 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合) 入院、通院、通所の付添いのため、月 48 時間以上の保育が困難である。 (1 日 4 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合) 50 人院、通院、通所の付添いため、月 48 時間以上の保育が困難である。 (1 日 4 時間以上の目のの災害により自宅の復旧にあたっている場合 月実働 160 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月 20 以上) 100 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 6 時間以上かつ月 20 以上) 100 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。 (1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 100 100			70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合							
(事がい等 障がい	3	るこ	50	疾病により保育に支障がある場合							
受けていて保育が困難な場合 100	_		100	身体障害者手帳 1~2 級、及び精神障害者保健福祉手帳 1~2 級、療育手帳 A の交付を							
80 保育が困難な場合 60 身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合 3 常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) 70 次院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) 50 入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) 50 次害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) 60 月実働120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20日以上) 60 月実働100時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 60 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学が表記されば、日本に対しませば、日本に対しませば、日本に対しますは、日本に対しませば	疾病 •		100	受けていて保育が困難な場合							
保育が困難な場合 60 身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合 100 常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) 70 人院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) 50 人院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) ⑤災害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) 60 月実働120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20日以上) 50 月実働100時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 80 情待・DV 一当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	障がい等	障がい	80	身体障害者手帳3級、精神障害保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて							
100 常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) 70 入院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) 50 入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) 50 大院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) 60 人院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の佐事にあたっている場合 70 月実働160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) 60 月実働120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 50 月実働100時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月12日以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 70 一			- 30	保育が困難な場合							
4同居親族等の 看護・介護 70 入院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月 20日以上付添が必要な場合) 70 入院、通院、通所の付添のため、月 48時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月 12日以上付添が必要な場合) 50 次書・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働 160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月 20日以上) 60 月実働 120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月 20日以上) 60 月実働 100時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月 20以上) 50 月実働 100時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月 20以上) 40 月実働 48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月 12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 60 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)			60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合							
(1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合) (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) (1日8時間以上の仕事にり定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) (1日8時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20日以上) (1日8時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20日以上) (1日8時間以上かつ月20日以上) (1日8時間以上がつる場内にあたっている場内にあたっている場内にあたっている場内にあたっている場内にあたっている場内にあたっている場内にあたっている場内による出土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に内による出土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に内による出土の仕事に対土の仕事による出土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の出土の仕事に対土の仕事に対土の仕事に対土の出土の仕事に対土の出土の仕事に対土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土の出土			100	常時看護(介護)が必要であり、月 160 時間以上の保育が困難である。							
看護・介護 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) 50 入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。(1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) ⑤災害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) 60 月実働120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 50 月実働100時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上) 40 月実働48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 8虐待・DV 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 「同児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)			100	(1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合)							
看護・介護 (1日5時間以上かつ月20日以上付添が必要な場合) 50 入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。(1日4時間以上で月12日以上付添が必要な場合) ⑤災害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働 160時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上) 60 月実働 120時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 50 月実働 100時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上) 40 月実働 48時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 ⑤資休継続利用 - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 - 管児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	④同居親族	等の	70	入院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。							
⑤災害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働 160 時間以上の仕事に内定している。(1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1 日 6 時間以上かつ月 20 以上) 50 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1 日 5 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 7就学 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 8虐待・DV - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	看護•介護		10								
 ⑤災害・復旧 100 震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合 70 月実働 160 時間以上の仕事に内定している。(1 日 8 時間以上かつ月 20 日以上) 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1 日 6 時間以上かつ月 20 以上) 50 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1 日 5 時間以上かつ月 20 以上) 40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 第6 事件・DV 一 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定) 			50	入院、通院、通所の付添のため、月 48 時間以上の保育が困難である。							
⑥求職活動70月実働 160 時間以上の仕事に内定している。(1日8時間以上かつ月20日以上)⑥水職活動50月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上)50月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上)40月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上)30上記以外で求職中(就労先未定)である場合80職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合50職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合⑤虐待・DV- 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。⑨育休継続利用- 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	_		00								
⑥求職活動 60 月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日6時間以上かつ月20以上) 50 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月20以上) 40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合 8虐待・DV 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 「見休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	⑤災害・復	[18									
⑥求職活動 50 月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日5時間以上かつ月 20以上) 40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日4時間以上かつ月 12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48時間以上就学している場合 8虐待・DV 一 9育休継続利用 ー 9育休継続利用 ー を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)			70								
40 月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上かつ月 12日以上) 30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 ⑧虐待・DV - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 9育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	_		60								
30 上記以外で求職中(就労先未定)である場合 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 ⑧虐待・DV - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 ⑨育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	⑥求職活動		50								
⑦就学 80 職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 ⑧虐待・DV - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 ⑨育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)											
⑦就字 50 職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合 ⑧虐待・DV - 当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。 ⑨育休継続利用 - 育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)			30								
⑤ 電待・DV当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。⑨育休継続利用一 情児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	7.就学	⑦ 就学									
⑨育休継続利用-育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用 を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	ביאני ב		50								
9 1 を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)	⑧虐待・D	V									
を認めるため、利用調整は必要ない。(十歳巾独目規定)) (9) 育休継続	利田	_								
⑩その他		ט זפינים									
	⑩その他		_	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。							

- (注)※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
 - ※ 就労時間には休憩時間を含むものとします。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断します。()内の1日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とするものです。
 - ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。
 - ※ 就労状況及び求職活動の事由に居宅内就労、居宅外就労の区別はせず、同一の取扱いとします。

(3) 調整点数表

区分	内容	調整点数
	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な場合	-10
	65 歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
 ①保育の代替手段	地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)の卒園児で連携施設を希望する場合	+200
①休月の八百子段	地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)の卒園児で連携施設を希望しない場合	+150
	産後休業後、育児休業後、復職時に申込みする場合	+20
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合	+200
	ひとり親世帯である場合	+20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	+50
2 世帯状況	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	+30
	生活中心者の失業の場合(リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。)	+20
	精神または身体に障がいを有している同居親族がいる世帯	+10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	+10
3 就 労 状 況	雇用主が保護者または配偶者の親族である場合	-5
	父母のうちいずれかが単身赴任	+10
	既にきょうだいが保育施設等を利用している場合	+50
 ④きょうだいの状況	きょうだいが同時に申込みをする場合	+10
464 7/CV10/1/M	第3子以降の申込みをする場合	+10
	申込児童以外に申込みのない未就学児童(きょうだい)がいる場合	-10
	年度当初	+10
⑤ 転 園	転居・兄弟が別な園に在籍している等、転園希望が妥当と判断される場合	+10
	認可保育所において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合※1	+180
⑥保育士資格等を 有し、市内の認可保 育施設等に就労中	月実働 140 時間以上就労している。(1日7時間以上かつ月 20 日以上)	+45
りに設等に就分中 又は 就労予定の場合	月実働 48 時間以上 140 時間未満就労している。(1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上)	+40

※1 認可保育所等が連携施設(受入機能を持つものに限る。)になっていて、当該連携施設を 希望する場合を含みます。

(4) 同一点数時の順位表

順位	内容
1	千歳市民である。(転入予定者を含む。)
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	市民税所得割額の低い世帯

(備考)

- 1 「利用調整基準」は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項及び第4項の規定に 基づく、利用調整に係る基準です。
- 2 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 1 条各号に規定する事由によります。
- 3 「特定教育・保育施設」とは、認定こども園、保育所及び新制度に移行した幼稚園をいいます。 また、「特定地域型保育事業」とは、小規模保育、事業所内保育(地域枠)、家庭的保育及び居宅 訪問型保育をいいます。

5 保育料及び副食費

*認定こども園*認可保育所*幼稚園(施設型給付)*小規模保育事業*事業所内保育事業

- ※1 年齢制限とは、多子カウントの年齢制限を指します。「有」の場合、1号認定は幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、2号・3号認定は0歳児から小学校就学前までの範囲において、最年長の児童から順に第1子、第2子とカウントします。「無」の場合は上記「有」の年齢制限がなくなります。
- ※2 ひとり親世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する 配偶者のない女子または同条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童を扶養している世帯、次に掲げる方 がいる世帯を指します。
 - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ② 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に規定する療育手帳の交付を受けた方
 - ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象者に監護または養育されている障がい児
 - ④ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(1) 1号認定子どもの保育料(月額)及び副食費

	各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		年齢		
階層 区分	定 義	多子区分	制限 ※1	保育料	副食費
区力		tota	*1		4 HA
1	被保護世帯又は支援給付受給世帯	第1・2子		0 円	免除
'		第3子	無	0 円	免除
2	市民税非課税世帯及び市民税均等割の額のみ課税世帯	第1・2子		0円	免除
	川八枕弁味悦巨市及び川八枕均寺前の領のか味悦巨市	第3子	無	0円	免除
3	市民税の所得割額 77,100 円以下	第1・2子		0円	免除
3	们以他少别特别做 11,100 门丛下	第3子	無	0円	免除
4	市民税の所得割額 211, 200 円以下	第1・2子		0円	免除対象外
4	川氏枕の別待前領 211, 200 円以	第3子	有	0円	免除
5	市民税の所得割額 211, 201 円以上	第1・2子		0円	免除対象外
3	中央党の内骨部領 211,201 円以上	第3子	有	0円	免除

(2) 2・3号認定子どもの保育料(月額)及び副食費

		2 * 3 9 m/k の入園児童の			認定子ども			2号認	定子ども	
属豆	する世	帯の階層区分		年齢制限	保育	三 料		年齢制限	保育料	副食費
階層			多子区分	% 1	標準時間	短時間	多子区分	% 1		
	被保	護世帯、支援給付受	第1子				第1・2子			
Α	給†	世帯又は里親世帯	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
			第1子		0 円	0 円	第1・2子		0 円	免除
В	B市民税非課税世帯		第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
	1		第1子		11,600円	11,400 円	第1・2子		0 円	免除
C1	巾!	民税均等割のみ	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
-00		04 000 EL + /#	第1子		13, 100 円	12,900 円	第1・2子		0 円	免除
C2		24,300 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
			第1子		14,300 円	14, 100 円	第1・2子		0 円	免除
C3		48,600 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
		57 700 III 土沙井	第1子		19,300円	19,000円	第1・2子		0 円	免除
D1		57,700 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
וטו		60,700 円未満	第1子		19,300円	19,000円	第1・2子		0 円	免除対象外
		00,700 円水阀	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D2		72,800 円未満	第1子		21,200円	20,800円	第1・2子		0 円	免除対象外
DZ		72,000 日本個	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D3		84 000 田丰港	第1子		23, 100 円	22,700円	第1・2子		0 円	免除対象外
DS	84,900 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除	
D4	97,000 円未満	第1子		25,000 円	24,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外	
<i>D</i> 4		第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除	
D5		111,000 円未満	第1子		30,000 円	29,500円	第1・2子		0 円	免除対象外
	,.	111,000 口水间	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D6	市民税	125,000 円未満	第1子		33, 200 円	32,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外
	0)	125,000 17尺個	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D7	所得	139,000 円未満	第1子		36, 300 円	35,700 円	第1・2子		0 円	免除対象外
	割額	100, 000 17	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D8		153,000 円未満	第1子		39,600 円	38,900 円	第1・2子		0 円	免除対象外
		100, 000 17	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D9		169,000 円未満	第1子		42,800 円	42,100 円	第1・2子		0 円	免除対象外
		100,000 17 1 4	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
D10		213,000 円未満	第1子		47,400 円	46,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外
			第2子	有	23,700 円	23, 300 円	第3子	有	0 円	免除
D11		257,000 円未満	第1子		50,700円	49,800円	第1・2子		0 円	免除対象外
			第2子	有	25, 350 円	24,900 円	第3子	有	0 円	免除
D12		301,000 円未満	第1子		54,000 円	53, 100 円	第1・2子		0 円	免除対象外
) 1 4×1×10,d	第2子	有	27,000 円	26, 550 円	第3子	有	0 円	免除
D13	349 000 □	349,000 円未満	第1子		57, 400 円	56, 400 円	第1・2子		0 円	免除対象外
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第2子	有	28,700 円	28, 200 円	第3子	有	0 円	免除
D14		397, 000 円未満	第1子		60,700 円	59,700 円	第1・2子		0 円	免除対象外
	001,000 1/尺側		第2子	有	30, 350 円	29,850円	第3子	有	0円	免除
D15		397,000 円以上	第1子		68,600円	67, 400 円	第1・2子		0 円	免除対象外
			第2子	有	34, 300 円	33,700円	第3子	有	0 円	免除

(3) 2・3号認定子どもの保育料(月額)及び副食費(ひとり親世帯等※2)

		∠・35応ル の入園児童の			スプロス / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				・・ 	
		帯の階層区分		年齢制限	保育	三 本()		年齢制限	保育料	副食費
	1 2 2 2 2 2	<u> </u>	多子区分				多子区分	*1		- 国及貝
階層		定義		<u>*1</u>	標準時間	短時間				
А		護世帯、支援給付受	第1子		0 円	0 円	第1・2子		0 円	免除
	給甘	世帯又は里親世帯	第2子	無			第3子	無		
В	市日	民税非課税世帯	第1子		0 円	0 円	第1・2子		0 円	免除
			第2子	無	0円	0 円	第3子	無	0 円	免除
C1	市	民税均等割のみ	第1子		5, 300 円	5, 200 円	第1・2子		0 円	免除
			第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
C2		24, 300 円未満	第1子		6,050円	5,950円	第1・2子		0 円	免除
<u> </u>		21,000 17/0/	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
C3		48,600 円未満	第1子		6,650円	6,550円	第1・2子		0 円	免除
		10,000 17 01 4	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
D1		60,700 円未満	第1子		9,000円	9,000円	第1・2子		0 円	免除
		00,700 17代間	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
D2		72,800 円未満	第1子		9,000円	9,000円	第1・2子		0 円	免除
DZ		72,800 日本個	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0円	免除
		77, 101 円未満	第1子		9,000円	9,000円	第1・2子		0 円	免除
D3		11,101 门 不個	第2子	無	0 円	0 円	第3子	無	0 円	免除
03		84,900 円未満	第1子		23, 100 円	22,700 円	第1・2子		0 円	免除対象外
		84,900 円禾両	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
	-		第1子		25,000 円	24,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D4	97,000 円未満	97,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		30,000 円	29,500円	第1・2子		0 円	免除対象外
D5		111,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
	市民		第1子		33, 200 円	32,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D6	民税の	125,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
	所得		第1子		36, 300 円	35,700 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D7	割額	139,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
	()()()		第1子		39,600 円	38,900 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D8		153,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		42,800 円	42, 100 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D9		169,000 円未満	第2子	無	0 円	0 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		47, 400 円	46,600 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D10		213,000 円未満	第2子	有	23, 700 円	23,300 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		50,700 円	49,800 円	第1・2子		0 円	免除対象外
D11		257,000 円未満	第2子	有	25, 350 円	24,900 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		54,000 円	53, 100 円	第1·2子		0 円	免除対象外
D12		301,000 円未満	第2子	有	27,000 円	26, 550 円	第3子	有	0 円	免除
			第1子		57, 400 円	56, 400 円	第1・2子		0円	免除対象外
D13		349,000 円未満	第2子	有	28, 700 円	28, 200 円	第3子	有	0円	免除
			第1子		60,700円	59, 700 円	第1・2子	17	0円	免除対象外
D14		397,000 円未満	第2子	有	30, 350 円	29, 850 円	第3子	有	0円	免除
	-	第1子	"	68, 600 円	67, 400 円	第1・2子	- 11	0円	免除対象外	
D15		397,000 円以上	第2子	有	34, 300 円	33,700円	第3子	有	0円	免除
]		277 4 1	H	01, 000 F	00,100 🗇	343 o 1	Ή	0 🖂	元怀

(4)保育料についての説明

ア 基本保育料

3号認定子どもの保育料は、国が定める額を限度として市が設定します。

また、遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等は、各施設が保護者の同意を得て「実費徴収」を行います。

そのほか、教育時間でのカリキュラム経費など「上乗せ徴収」を行う施設がありますが、 この場合も各施設が書面により保護者の同意を得ることになっています。

実費徴収及び上乗せ徴収については、各施設に直接お尋ねください。

イ 基本保育料の支払方法

公立施設及び私立認可保育所の保育料は市に支払います。(口座振替、納付書) 民間施設(私立認可保育所を除く。)の保育料は、各施設に支払います。支払方法は、口 座振替、現金等、各園により異なります。

ウ その他の保育料

このほか、延長保育を利用した場合は延長保育料、一時預かり事業(幼稚園型)を利用した場合は一時預かり保育料(幼稚園型)がかかります。詳しくは、P49~51をご覧ください。

《用語説明》

1 被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯

被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、または児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯をいいます。

2 均等割

均等割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。

3 所得割

所得割の額とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。所得割を計算する場合には、次の控除は適用しません。

- ① 寄附金税額控除(地方税法第314条の7)
- ② 外国税額控除(同法第314条の8)
- ③ 配当所得控除(同法附則第5条第3項)
- ④ 住宅借入金等特別税額控除(同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項)

4 児童の年齢

「3歳児」「4、5歳児」とは、年度の初日の前日において3歳または4、5歳の児童を、「 $0\sim2$ 歳児」とは、年度の初日の前日において0歳から2歳の児童をいいます。

《 税額の算定 》

市町村民税の減免を受けている場合

地方税法第323条に規定する市町村民税の減免を受けている場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とします。

《 入園・退園の時期と保育料 》

入園日は各月1日及び16日、退園日は各月15日及び末日とします。

16日入園または15日退園の場合の保育料の額は、当該月分の保育料の半額(その額に10円未満の端数があるときは、端数切り捨て)とします。

ただし、子ども・子育て支援法第3条第1項の規定により実施する広域利用については、 日割計算による保育料の額とします。

《 保育料の軽減 》

1 多子軽減

- ① D10 階層以降に該当する世帯では、0歳から小学校就学前までの範囲において通園 しているきょうだいがいる場合、当該世帯に属する最年長の児童から順に2人目は半 額、3人目以降は無料とします。
- ② C1階層からD9階層に該当する世帯では、①の範囲がなくなり、当該世帯に属する最年長の子等から順に2人目以降は無料とします。

2 世帯状況による軽減

児童の属する世帯状況が次のアまたはイに該当する場合、C1階層からC3階層までは、それぞれの金額から 1,000 円減額したうえで、当該世帯に属する最年長児から順に 1 人目はその半額、2 人目以降は無料とします。また、D1階層からD3階層(所得割額 71,101未満)までは、3 号認定こどもの 1 人目は 9,000 円とし、2 人目以降は無料とします。

ア 母子及び父子世帯等

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子または同条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童を扶養している世帯

イ 次に掲げる方がいる世帯

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付を受けた方
- ② 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に規定する療育手帳の交付を受けた方
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に 規定する特別児童扶養手当の支給対象者に監護または養育されている障がい児
- ④ 国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給 者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

《市民税の課税年度と保育料》

4月から8月分の保育料は前年度分の市民税、9月から翌年3月分の保育料は当年度分の市民税の額により階層区分を決定します。

6 保育料試算方法

保育料を試算するためには、まず「市民税額」の均等割額と所得割額を確認します。確認方法は、次のとおりです。

(1) 市民税・道民税をあらかじめ給与から引かれている方(特別徴収)

勤務先から渡される<u>「給与所得等に係る市民税・道民税</u>特別徴収税額の通知書」 をご覧の上、【図1】をご参照ください。

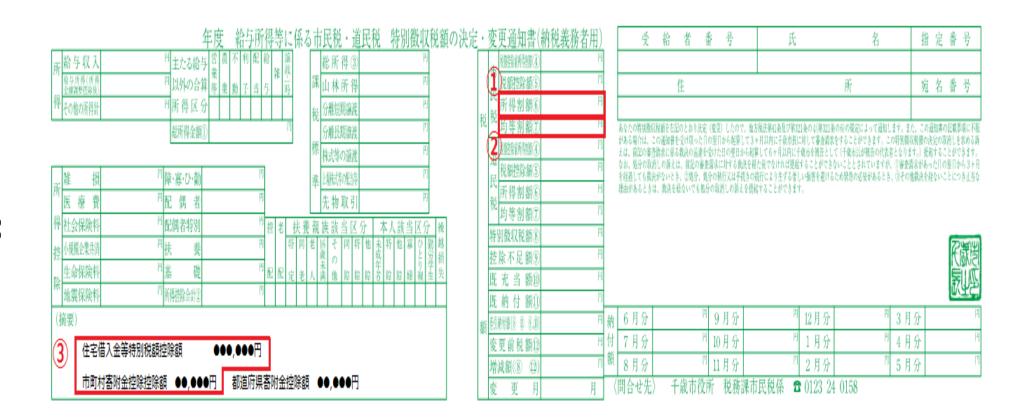
(2) 市民税・道民税を金融機関窓口又は口座振替でお支払いされている方(普通徴収)

市税務課から送付される「市民税・道民税納税通知書」の3枚目をご覧の上、**【図2】**をご参照ください。

【図1】または【図2】をご覧いただいて

- 1 「所得割額」が課税されている方は ① の額を、「均等割額」のみが課税されている方は ② の額を、保育料の表の階層区分に当てはめて保育料を試算します。
- 2 その際、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当所得控除等が適用されている場合は、「所得割額」にその額 ③ を加えた額が保育料算定税額です。
 - ※ ③の住宅借入金等特別税額控除額が(市・町)および(都・道・府・県)に分かれていない場合は、住宅借入金等特別税額控除額に 0.6 を乗じた金額が③の金額となります。
 - ※ 4月から8月分の保育料は、前年度の市民税で、9月から翌年3月分の保育料は、当年度の市民税で算定します。
 - (例) 令和5年4月から8月分 ⇒ 令和4年度市民税 令和5年9月から令和6年3月分⇒ 令和5年度市民税

【図1】 給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の通知書による税額確認



【図2】 市民税・道民税納税通知書による税額確認

	年度	市民税	・道民税納	脱 通 知 書 (課税対象年度	年度)	 市民税・道民税の計算基礎(課税対象年度	度 年度) 氏名	様
茶 年年 普通 数 収				に納めてくださ	7. 7	管薬等・農薬 円 一 一 一 一 一 一 一 一 一	與 内 総 所 得 中 中 内 分 維 挺 班 班 近 山本株式先物 市 </th <th># 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7</th>	# 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
茶 (年:	引かれる年金 金 支 給 月 4 記等別徴収金額	月 6 月	8月10	月 12 月 2 月 円 円	翌年4月 翌年6月 翌年8月 四 円 円	(2) 計 (3) (4) <th>N 2011年初期12月2日</th> <th>д д д п</th>	N 2011年初期12月2日	д д д п
普通微収	期 別 納 期 別 税 額 A 納 付 済 税 額 B 差引 納 付 税 額 A	F F	1 P3	Н Н	F	山林株式先物 四 配偶 名等 B 基礎 33 万 F 本 税 額 (A) 円 給与からの特別数収税額(B) 円 年全か	平 控除計 内	均等割 円 2
	F税額	円) 税額の評組は2	枚目をご覧ください。	'		※ 特別数収とは、給与または年金からあらかじめ差し引きして 業 普通数収とは、市役所または金融機関の窓口(口座振替を含む ※ 「所得」欄の金額は、収入額とは異なります。	b) で納付いただくものです。	7

176 186 3.1. 80			1.1
調整控除		PJ	19
住借按除		円	円
寄附控除		円	3
配当割株式譲渡		m	[1]
i 16歳未満の i 扶養人数	所 得 割	円	1
	均 等 割	Н	2 H
通微収税額(A) (B) 〈	C)円 合 計	Li	ГЛ

入園手続き編

1 入園申請手続き

(1) 1号認定で入園を希望する場合

ア 市立認定こども園つばさ・ひまわり

申請期間等は(2)と同様です。

イ 私立認定こども園

入園申請は、各施設で受付けますので、希望する施設に直接お問合せください。

(2) 2号・3号認定で入園を希望する(1号から2号への切替え含む)場合

市立・私立認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠) を希望する場合、申込先は市こども政策課です。

入園時期	利用希望日 2号・3号認定子どもの申請期間		結果連絡
年度当初	△ fn c 左 4 日 1 日	1次:令和5年10月10日から11月10日	12 月下旬
	令和6年4月1日	2次:令和6年1月9日から1月31日	2月下旬
年度途中	毎月1日または16日	利用希望日の2か月前から14日前まで	利用希望日の
			7~10 日前

- ※ 年度途中の結果連絡は、入園が決まった方のみが対象です。
- ※ 結果連絡の時期については、調整状況により変動する場合があります。
- ※ 入園日から2週間程度は慣らし保育の期間となります。
- ※ 育児休業中の場合、入園後原則1か月以内に職場復帰をする必要があります。

(3) 申請に必要なもの(詳細はP38参照)

- ① 教育·保育給付認定申請書
- ② 同意書
- ③ 保育を必要とする証明書(2号・3号認定のみ)
- ④ 母子手帳(2号・3号認定のみ)
- ⑤ 令和5年1月1日現在、千歳市に住所がない方は、父母の令和5年度市町村民税課税証 明書など市町村民税所得割額がわかるもの(こども政策課窓口へマイナンバー確認書類 及び本人確認書類を提出した場合は不要)

(4) 希望する施設について

2号・3号認定子どもは、入園を希望する施設ごとに入園選考を行います。そのため、希望する施設数が多いほど入園の可能性は高くなります。年度途中等、早期に入園を希望される方は、希望施設をできるだけ多く選定されることをお勧めします。

なお、利用希望者の多い施設は長期間お待ち頂いても入園できない場合があります。

(5) 入園選考について

- ① 1号認定子どもの入園選考は、各園が選考を行います。
- ② 2号・3号認定子どもの入園選考は、定員を上回る申し込みがあった場合、「利用調整 基準」に基づき、市が入園の順番を決定します。ただし、入園を希望する施設の定員や保 育体制により、入園の順番や入園時期が前後する場合があります。

定員に達している場合は、空きができるまでお待ち頂くことになりますが、その年度内は入園選考が継続されますので、改めて手続きをする必要はありません。

申請後に、認可外保育施設や幼稚園に入園したなどの理由で、申請を取り下げる場合は、必ずこども政策課へご連絡ください。

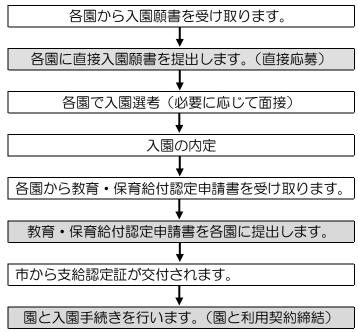
(6) 利用手続きの流れ

① 1号認定子ども *認定こども園(教育部分)*幼稚園(施設型給付)

※ 企業主導型保育含む

保護者は入園を希望する施設を選び、各園に直接応募します。各園では入園選考を行い、 保護者に内定を出します。内定を受けた保護者は施設を通して市に教育・保育給付認定の 申請をします(施設により一部異なる場合があります)。

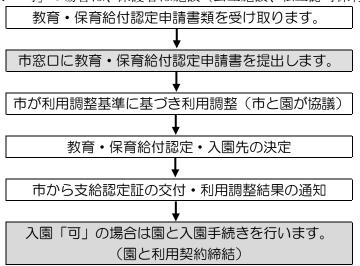
市は、保護者に支給認定証を交付し、その後保護者は施設(公立施設は市)と契約します。



② 2号・3号認定子ども *認定こども園(保育部分)*保育所*小規模保育*事業所内保育

保護者は「教育・保育給付認定申請書」をこども政策課窓口で受取り(市ホームページにも掲載しております。)「保育を必要とする事由」の証明書類を添付して、こども政策課に申込みます。市は、「利用調整基準」に基づき、公平・公正に入園の順番を調整し、各施設と協議を行います。(各施設から受け入れの了承を得ます。)

市は保護者に支給認定証を交付するとともに、施設の利用調整結果を通知します。 入園が「可」の場合は、保護者は施設(公立施設、私立認可保育所は市)と契約します。



(7) 申請書類チェック表

I 共通申請書類(児童1人につき1部)

1	子ども・子育て支援新制度の給付を受けるための書類	教育・保育給付認定申請書
2	課税情報の閲覧、施設等への利用料の提示等に対する同意	同意書

Ⅱ 利用料を決めるために必要な書類

1	令和5年1月1日現在、千歳市 に住所がなかった方のみ	令和5年度「市・道民税特別徴収税額通知書」、「市・道民税納入通知書」又は「市・道民税課税証明書(市・道民税非課税証明書など)」
---	-------------------------------	---

- ※ 扶養義務者全員のものが必要です。
- ※ こども政策課窓口へマイナンバー確認書類及び本人確認書類を提出した場合は不要です。

Ⅲ 「保育を必要とする事由」の証明書類

1	会社などに勤務している方、又は内定している方	就労証明書(父母ともに必要)
2	自営業、農業などを自ら(又は親族)が営んでいる方	自営業証明書(地域の民生委員の証明) ※夫婦で経営している場合は連名で可
3	妊娠中又は出産後間がない方 (産前2か月、産後2か月)	分娩予定日を証明できる書類(母子手帳 など(窓口で提示))
4	疾病などの方	医師の診断書(市指定様式あり)
(5)	長期にわたり、疾病や障がいのある同居親族を介護している。	介護保険被保険者証(要介護認定済みの
	ている方	もの)又は医師の診断書
6	学校などに通学中の方	在学証明書・時間割など
7	求職中の方	求職状況申立書
8	災害復旧にあたっている方	り災証明書、その他証明書
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業取得証明書
10	その他	関係機関と連携し、必要に応じて書類を 求める場合あり

[※] ①、②、⑥の場合で「保育を必要とする事由」とは、概ね週3日以上で1日4時間以上の勤務や 就学などで保育が必要な状態をいいます。

IV 家族状況の確認に必要な書類

1)	生活保護を受けている世帯	I ①の教育・保育給付認定申請書の「生活保護の適用の有無」欄に記載
2	一人親の世帯	児童扶養手当受給者証、一人親家庭等医 療費助成受給者証
3	障がいのある方がいる世帯	障害者手帳、療育手帳など
4	祖父母などと同居しているが、世帯を別にし、一人親 として生計を営んでいる方 (一人親の要件に該当する方)	(一人親であることの) 申立書
(5)	企業主導型保育園に在園する兄姉がいる世帯	支給認定証又は在園証明の写し

V その他の書類等

-		
1	利用児童の健康状態を確認する書類	母子手帳
2	利用児童に食物アレルギーがある場合	食物アレルギー及び緊急時対応申出書、 医師の診断書
3	保育料支払方法(認可保育所、市立認定こども園のみ)	口座振替依頼書

[※]V③については、毎月納付書支払を希望する方は不要

[※] ⑦の事由で施設を利用した後に、就労先が決まった場合は、Ⅲ①又はⅢ②の書類提出が必要です。

(8) 説明会や面接の実施について

施設を利用するにあたり、事前に施設の運営規程などの説明を受けていただきます。 また、保護者及び児童の面接を行います。面接票や食事調査票に基づき、お子さんの家庭 での様子についてお聞きします。

面接等により、集団での保育が困難であると認められる場合は、施設を利用できない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

(9) 入園後の届出(教育・保育給付認定の変更) について

次のような場合は、施設と市 (こども政策課) の両方で、すみやかに手続をしてください。 支給認定証は、必要に応じて返還していただきます。

- ① 住所、氏名の変更
- ② 家族構成の変更 (再婚・離婚・親族等との同居など)
- ③ 退職、就業時間の変更、転出、病気回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
- ④ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
- ⑤ 就労時間の変更により、保育の必要時間が変わる場合(翌月変更となります)
- ⑥ 保育料の算定となる税情報に変更があった場合
- ⑦ 支給認定証を紛失した場合
- ⑧ 退園する場合
- ⑨ 兄姉が企業主導型保育園に入園した場合

(1) 保育時間について

保育所などの施設は、保育が必要な時間にお子さんをお預かりする施設です。保育時間は、 各施設によって異なりますが、勤務時間+通勤時間の保育となるようご協力ください。

入園当初~保護者から離れることや初めての集団生活で気持ちが不安定になりがちです。 お子さんが無理なく生活を送れるよう、短い時間の保育(慣らし保育)から始め、お子さんの状況に応じ保育時間を延ばしていきたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

延長保育~2号・3号認定子どもの保護者の勤務時間の都合などで、支給認定証で認められた時間(保育標準時間、保育短時間)を超えて保育が必要なお子さんは、延長保育を利用することができます。別途、料金がかかります。延長保育の内容は、各施設に直接お問い合わせください。

一時預かり事業(幼稚園型) ~1号認定こどもの保護者の都合などで、支給認定証で認められた時間(教育標準時間)を超えて保育が必要なお子さんは、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することができます。別途、料金がかかります。一時預かり事業(幼稚園型)の内容は、各施設に直接お問い合わせください。

(2)健康面について

- ① 必ず乳幼児健診(4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診等)を受けましょう。
- ② 面接のとき、お子さんの体質的なことなど、施設で聞き取りをします。健康状態について心配なことがありましたら、詳しくお知らせください。
- ③ 熱、咳、鼻水などで具合の悪い時は、家庭で休養して早めに治しましょう。また、前の 晩や当日の朝、健康状態のすぐれない時は連絡してください。
- ④ 保育中に発熱、怪我などがあった場合はご連絡します。 (勤務先や携帯番号が変わった場合は、必ず職員にご連絡ください。)
- ⑤ 風しん、水ぼうそうなど伝染性の高い病気の疑いがあるときは、病院で認定こども園や 保育所に入園していることを伝え、医師の許可が出てから登園してください。
- ⑥ 予防接種を受けて伝染性の病気からお子さんを守りましょう。
- ⑦ 毎日の健康のため「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を大切にしましょう。

(3)薬の持参について

お子さんの薬は、本来保護者が与えるべきものですが、集団保育が可能となり、あと1~2回の投薬で済む場合には、次の事項を守りご持参ください。

- ① 薬は、医師が処方し調剤されたものに限ります。市販の薬はお受けできません。
- ② 水薬、錠剤は1回分の量を持参してください。
- ③ 「投薬連絡票」を提出してください。
- ④ 座薬の使用は原則として行いません。
- ⑤ アトピー性皮膚炎等、経過が長引くものは主治医の指示が必要です。

(4) 給食について

給食は、各施設で薄味、噛みごたえ、適温等に配慮して提供しています。 また、お子さんの偏食、小食、肥満でお悩みの方はご相談ください。 なお、給食の内容、給食費や支払方法については、各施設に直接お問い合わせください。 <給食費>

- ○1号認定子ども及び2号認定子ども 保育料に給食代は含まれていませんので、給食費(主食、おかず、おやつ)の実費負担が必要です。
- ○3号認定子ども 保育料に給食代(主食、おかず、おやつ)が含まれています。
- ○副食費の免除について
- ・1号・2号認定こどもの徴収免除対象者は以下の方々です。
- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層に関わらず、第3子以降の子ども(保育料の多子カウントと同様の取り扱い となります。)

(5) 食物アレルギーの対応について

千歳市では、平成25年6月からアレルギー原因食材をできるだけ使わない献立を導入し、 アレルギーのある子もない子も、みんな仲良く同じ給食を食べる「なかよし給食」を推進し ています。

食物アレルギーに対する食事制限は、医師の指示に基づき可能な範囲で行います。(医師の診断書の様式は各施設、市こども政策課にあります。)

家庭でも医師の指示に基づき、アレルギー対応していることが前提であり、予防のための 食事制限や、好き嫌いや食べ慣れていないなどの理由での除去や代替は行いません。

市は、食物アレルギー対応マニュアルを各施設に配布するほか、研修会を毎年開催して、 誤食事故の防止に努めています。

(6) 送迎について

- ① いつもと違う方がお迎えに来るときは、必ず連絡をお願いします。連絡がない場合は、 お子さんの安全確保のためお引渡しできません。また、送迎時間が変更になる場合もご連 絡ください。
- ② 休むときや遅れて登園するときは、当日朝の9時30分までに連絡してください。また、 長期間休むことのないようにしましょう。
- ③ 送迎の際には、持ち物の始末、掲示板、保育の様子などを直接ご確認ください。
- ④ 送迎の時間帯は、車が大変混みあいます。事故防止のため、お子さんの手を引いて一緒 に登降園しましょう。
- ⑤ 置き引きが多発しています。車内に手荷物等を置いたまま降車しないよう、車の施錠を 忘れないように注意しましょう。

幼児教育·保育無償化編

1 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育施設の利用料又は預かり保育料の無償化には子育てのための施設等利用給付認定 (新1号~新3号)を受ける必要があります。千歳市在住で保育施設等に通園中の方は、市こども政策課窓口で、保護者の方がお子さんごとに施設等利用給付認定を申請します。その申請をもとに、市が、一人ひとりのお子さんに子育てのための施設等利用給付認定証を交付します。

(既に1号、2号、3号の認定を受けている方は子育てのための施設等利用給付認定は必要ありません。ただし、1号認定こどもで幼稚園預かり保育を無償で利用される場合は子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。)

			利用対象時間		利用できる施設			
給付認定 公分	年齡	保育の必要性	教育時間	預かり(幼稚園型)	利用時間	認定こども園(教育)幼稚園(施設型給付)	幼稚園(私学助成)	認可外保育施設等
新1号認定	満3歳以上	必要なし	0				0	
新2号認定	3歳以上	必要		0	0	0	0	0
新 3 号認定	3歳未満	必要(市民税非課税世帯)		0	0	0	0	0

2 子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)が利用できる施設

子育てのための施設等利用給付認定(新1号~新3号認定)を受けたお子さんが利用できる施設は次のとおりです。

区分	施設種別	施設等の特徴	給付認定区分
* /r	認定こども園 (教育) の預かり保育	幼稚園での幼児教育と保育所での保育機能を一体 的に提供し、地域の子育て支援も行う施設です。	新2号・新3号
教育施設	幼稚園(私学助成)	就学前の幼児が様々な環境で教育を受け、小学校以	新1号
o.X	幼稚園の預かり保育	降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。	新2号・新3号
保育施設等	認可外保育施設等	保護者の仕事に関わらず利用できる施設です。 認可外保育施設等の届出を行っている施設が対象となります。	新2号・新3号

3 保育の必要性の認定

新2号及び新3号の認定を受けたお子さんが、保育料や預かり保育料を無償で利用する場合は、 保育の必要性(下記の①~⑩)に該当する必要があります。

	保育の必要性			
1	月に 48 時間以上の就労			
2	妊娠、出産(産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間)			
3	保護者の疾病、障がい			
4	同居または長期入院している親族の介護・看護			
5	災害復旧			
6	求職活動(起業準備を含む。) 〜最長 90 日(到達日の月末)までの利用			
7	就学 (職業訓練学校等における職業訓練を含む。)			
8	虐待やDVのおそれがあること			
9	既に上の子が保育を利用していて、育児休業を取得 (上の子が <u>同じ施設の在園</u> を継続できる。)			
10	その他、上記に類する状態として市長が認める場合			

4 保育料

(1) 新1号認定子どもの保育料

新1号認定こども(私学助成幼稚園)の保育料は園が定める保育料が月2万5700円を超えない場合、保育料の支払いはありません。ただし、給食費等の実費徴収に係る費用は継続してご負担いただきます。

(2) 新2号認定子どもの保育料

新2号認定こども(認可外保育施設等)の保育料は、上限の月3万7000円まで無償です。 ※認可外保育施設等を複数利用できます(認定こども園、認可保育所、幼稚園、企業主導型保育施設との併用はできません)。

(3) 新2号認定子どもの幼稚園・認定こども園(教育)の預かり保育料

月1万1300円(日額450円×預かり保育利用日数が月の上限額)を超えない場合、保育料の支払いはありません。上限を超えた分、実費徴収分は、保護者負担となります。 ※入園されている施設以外での利用は無償の対象となりません。

(4) 新3号認定子どもの保育料

新3号認定こども(認可外保育施設等)の保育料は、上限の月4万2000円まで無償です。 ※認可外保育施設等が複数利用できます(認定こども園、認可保育所、小規模保育、幼稚園、 企業主導型保育施設との併用はできません)。

(5) 新3号認定子どもの幼稚園・認定こども園(教育)の預かり保育料

月1万6300円(日額450円×預かり保育利用日数が月の上限額)を超えない場合、保育料の支払いはありません。上限を超えた分は、保護者負担となります。

※入園されている施設以外での利用やプレ保育は無償の対象となりません。

(6) 認可外保育施設等の利用について

ア 市内認可外保育施設

以下に該当する施設の利用について、新2号認定子どもは月3万7000円、新3号認定子どもは月4万2000円を超えない場合、保育料の支払いはありません。ただし、その他の認可外保育施設等を複数利用し、上限額を超えた場合は保護者負担となります。

≪該当施設≫

- キッズハウスオハナ
- ※注意事項 ①割引券等の利用分は無償の対象とはなりません。
 - ②利用料以外の給食やおやつ等の料金は無償の対象となりません。

イ 一時預かり事業(一般型※公立園のみ)、病児病後児保育事業

一時預かり事業(一般型※公立園のみ)、病児病後児保育事業の利用について、新2号認定子どもは月3万7000円、新3号認定こどもは4万2000円を超えない場合、保育料の支払いはありません。ただし、その他の認可外保育施設等を複数利用し、上限額を超えた場合は保護者負担となります。

ウ その他の市内子ども・子育て支援施設等(償還払いとなる施設等)

以下に該当する施設の利用について、新2号及び新3号認定こどもの保育料は、各施設へ支払いが必要となります。保育料の支払いが完了しましたら、施設より市の定める「提供証明書兼領収書」を受け取り、市こども政策課へ規定する期間までに「施設等利用費請求書」をご提出ください。市こども政策課では利用状況を取りまとめ、お支払いいただいた、月3万7000円(新3号は月4万2000円)までの料金を還付いたします。

≪該当施設≫

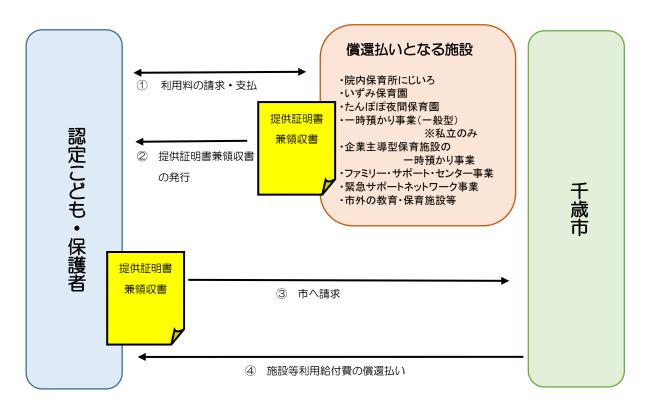
- ・院内保育所にじいろ
- ・いずみ保育園
- ・たんぽぽ夜間保育園
- ・一時預かり事業(一般型)※私立保育所・私立認定こども園のみ
- ・企業主導型保育施設の一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 緊急サポートネットワーク事業

○請求時期と支払い時期

利用時期	請求期間	支払い時期	
当該年度4月から6月分	当該年度4月から7月末まで	当該年度8月末	
当該年度7月から9月分	当該年度7月から10月末まで	当該年度 11 月末	
当該年度 10 月から 12 月分	当該年度10月から1月末まで	当該年度2月末	
当該年度1月から3月分	当該年度1月から4月15日まで	当該年度5月中旬	

※当該年度1月から3月分までの申請期間は4月15日が休日・祝日の場合は翌開庁日とする。

○償還払いの流れ



(7) 市外で教育・保育施設等を利用した場合

市外で教育・保育施設等を利用した場合の新1号(私学助成)認定こども、新2号・新3号認定こどもの保育料及び幼稚園預かり保育料は各施設へ支払いが必要となります。保育料の支払いが完了しましたら、施設より市の定める「提供証明書兼領収書」を受け取り、市こども政策課へ規定する期間までに提出ください。市こども政策課では利用状況を取りまとめ、支払いいただいた、それぞれの給付認定の月上限額までの料金を還付いたします。請求時期と支払い時期に関しては(6)一ウその他の市内子ども・子育て支援施設等を利用した場合と同じになります。

5 申請手続き

子育てのための施設等利用給付認定(新1~3号認定)の申請は次のとおりです。

入園時期	利用希望日	新1号・新2号・新3号認定子どもの申請期間	認定連絡
年度当初	当該年度4月1日	入園が決定した方は	令和6年3月
十段目彻		令和6年2月までに施設に申請を行う。	から4月
左帝冷山	毎日1日またけ16日	 利用希望日の2週間前までに申請	利用希望日の
年度途中	毎月1日または16日	利用布室ログ2週間削までに中間 	7~1日前
時期 利用希望日 新1号・新2号・新3		新1号・新2号・新3号認定子どもの申請期間	認定連絡
生 世 新 当 1 日 日		市こども政策課が定める期限までに各施設 を通して継続申請を行う。	なし
変更・取下 毎月1日から		変更・取下希望日の2週間前までに申請	変更・取下希望 日の7~1日前

- ※ 結果連絡の時期については、調整状況により変動する場合があります。
- ※ 当該年度で既に市内認可保育施設を申請している方で2号認定及び3号認定をお持ち の場合は申請の必要はありません。

(1) 入園後の届出 (認定の変更) について

次のような場合は、施設と市 (こども政策課) の両方で、すみやかに手続をしてください。 認定証は、必要に応じて返還していただきます。

- ① 住所、氏名の変更
- ② 家族構成の変更(再婚・離婚・親族等との同居など)
- ③ 退職、就業時間の変更、転出、病気回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
- ④ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
- ⑤ 就業時間の変更により、保育の必要がなくなる場合(翌月取消となります)
- ⑥ 保育料の算定となる税情報に変更があった場合 (新3号認定のみ)
- ⑦ 退園する場合

(2) 申請に必要なもの

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保育を必要とする証明書(新2号・新3号認定のみ)
- ③ 令和5年1月1日現在、千歳市に住所がない方は、父母の令和5年度市町村民税課税証明書など市町村民税の額がわかるもの(新3号認定のみ。こども政策課窓ロへマイナンバー確認書類及び本人確認書類を提出した場合は不要)

子育て支援事業編

1 延長保育事業

(1) 実施施設

2号・3号認定子どもを対象とする教育・保育施設及び地域型保育事業所 (延長保育の実施は、各施設の判断によります。)

(2) 保育料

区分利用対象者		利用時間	保育料	月の上限額	
延長保育A	保育標準時間	午後6時~午後6時30分	150 円	9 000 H	
	保育短時間	午後6時~午後7時	300 円	3,000円	
延長保育B	保育短時間	午前7時~午前8時30分	150 円	訓中かり	
		午後4時30分~午後6時	150 円	設定なし	

[※] 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。

(3) 利用例

① 保育標準時間(最長 11 時間)

7 :	00 18	: 00) 18 :	30	19 :	00
	(0 支援)集中用 (目 月 11 中間)	3	延長保育A			
	保育標準時間(最長 11 時間)		150 円			
	7:00~18:00		延長保育	育Α		
	基本保育料		300 F	9		

② 保育短時間(最長8時間)

1 :	00 8 :	30	16 :	30	18 :	00 18	: 30	19:00
	延長保育B	保育短時間(最長 8 時間) 8:30~16:30		延長保育	īВ	延長保育 A 150 円		
	150円	基本保育料		150 円	3	延長保 300		

[※] 一部施設では利用時間の設定が異なる場合があります。

2 一時預かり事業(一般型)

急な保護者の病気・看護・出産(緊急理由)、週に $1\sim3$ 日程度の就労・就学(就労・就学理由) 育児疲れ解消など(私的理由)で、お子さんを預けたい場合に、一時的に受け入れる「一時預かり事業」を実施しています。

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(1) 実施施設(令和5年度)

① 市立認定こども園ひまわり (新富2丁目4-60) (1歳から6歳) 電話23-2894

② 市立認定こども園つばさ(花園4丁目3-1)(1歳から6歳) 電話24-9200

③ 住吉認定こども園(豊里3丁目9-5)(2歳から6歳) 電話24-9368

④ 認定こども園向陽台(若草5丁目2-2)(1歳から6歳) 電話28-3300

⑤ 認定こども園おひさま (みどり台南2丁目12-6) (1歳から6歳) 電話29-3311

※ ①と②の申込先は市役所こども政策課保育係、③~⑤の申込先は直接施設になります。

(2) 保育料

事業類型	利用時間	保育	7料
	午前7時~午後1時(半日)	3歳未満児	1,100円
一般型	一十月 7 时 1 时 (十日)	3歳以上児	900 円
71文字	午前7時~午後6時(1日)	3歳未満児	2,000円
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	3歳以上児	1,500円

- ※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。
- ※ 上記の保育料には給食代・おやつ代を含みます。

(3) 利用例

1 #8

7:00 13:00

-時預かり事業(7:00~13:00) 3歳未満児:1,100円

3歳以上児: 900円

② 1 目

7:00 18:00

一時預かり事業 (7:00~18:00) 3歳未満児:2,000円

3歳以上児:1,500円

3 一時預かり事業(幼稚園型)

認定こども園(教育部分)及び幼稚園(施設型給付)では1号認定のお子さんを対象に教育標準時間の前後や長期休みに、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しております。

※ 各施設により利用時間、一時預かり事業(幼稚園型)利用料は異なります。

(1) 実施施設

1号認定子どもを対象とする教育・保育施設

*認定こども園(教育部分)*幼稚園(施設型給付)

(2) 保育料(公立施設の例)

事業類型	利用時間	保育料
	午前7時30分~午前8時30分	100 円
(小米) 国刑	午後2時~午後5時	500 円※1
幼稚園型	午後5時~午後6時	100 円
	午前8時30分~午後2時(長期休み)	600 円※2

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。

(3) 利用例(公立施設)

この例は、市立認定こども園ひまわり・つばさの保育料となります。 各施設で利用時間や保育料が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

① 平日

7	: 30 8	: 30 14	: 00	17 :	00 18 :	00
	一時預かり 100円	教育標準時間 (標準4時間、公立は 5.5 時間) 基本保育料	ー時預か 500円	. 6)	一時預かり 100円	

② 長期休み

7	: 30 8	: 30	14 :	00	17 :	00	18 :	00
	一時預かり 100円	一時預かり長期休み (標準4時間、公立は5.5時 600円	間)	一時預 <i>加</i> 500 円		一時預か 100円	IJ	

^{※1}の金額には、おやつ代として100円を含みます。

^{※2}の金額には、給食代として200円を含みます。

4 休日保育事業

現在、認定こども園(保育部分)、認可保育所、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜日・祝日に保育を必要とするお子さんのために休日保育を行っています。

(1) 実施施設

千歳みどりの保育園 所在地:千歳市大和4丁目3-11

電話:49-2288 FAX:40-1166

(2) 利用できる方

市内の認定こども園(保育部分)、認可保育所、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)を利用している満1歳以上(利用日において1歳以上)就学前までの2号又は3号の認定を受けた児童を、保護者の就労等により、日曜日・祝日に家庭で保育することができない世帯

(3) 利用日

日曜日・祝日(12月29日から翌年1月3日を除く) ※在籍施設の利用を含め、1週間の保育日数は、原則6日以内とします。

(4)受入時間

保育標準時間認定の場合 午前8時から午後6時まで 保育短時間認定の場合 午前8時から午後4時まで ※延長保育は実施しません。

(5) 休日保育料

無料

(6) 利用定員

1日20名

(7) 利用手続き

事前の登録が必要です。詳細はこども政策課保育係に確認してください。

(8) 申込み・お問い合わせ先

こども福祉部こども政策課保育係

千歳市東雲町2丁目34番地 第2庁舎1階3番窓口

電話:24-0340 (直通) FAX:23-6700

5 その他の事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業(市委託事業)

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いた い人(提供会員)により会員組織をつくり、会員相互の信頼関係をもとに、地域の人が子育て家 庭を支援していく仕組みで、安心して子育てができる環境づくりをサポートします。

① 登録方法

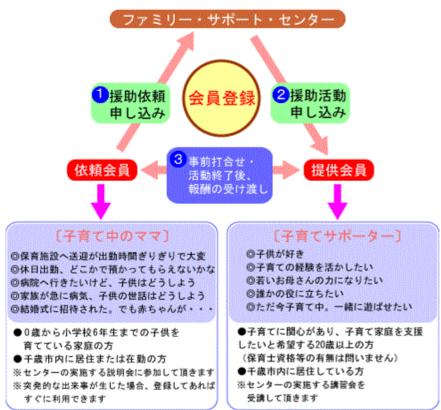
事前に千歳市ファミリー・サポート・センターに電話し、制度の趣旨や目的を十分ご理 解いただいたうえで、入会申込書を提出してください。(提出書類を確認)

② 申込み・問い合わせ先

千歳市ファミリー・サポート・センター (千歳市東雲町1丁目千歳市社会福祉協議会内) 電話番号 (0123) 22-8522

③ 仕組み

ファミリー・サポート・センターのシステム



料金 1時間 600円 時間外・土日・祝日 700円

- ●ファミリー・サポート・センターは補償保険に加入しています
- 援助は原則として提供会員の自宅で行います
- ◆入会に伴う会費は必要ありません
- ●依頼会員と提供会員の両方に登録できます(両方会員)
- ●援助時間は原則として、AM 7:00 ~ PM 9:00
- ※ 依頼会員がひとり親家庭等の場合、提供会員に支払った利用料金の半額を市が助成し ます。(限度額あり)

(2)病児・病後児保育事業(市委託事業)

病気療養中や回復期にあるお子さんで、集団保育が困難な場合に、病児・病後児保育の専門施設「千歳こどもデイケアルーム」で、一時的にお預かりする事業です。

こどもデイケアルームでは、看護師と保育士がお子さんの健康状態をチェックしながら、保育を行います。

① 対象となるお子さん

市内にお住まいで、病気療養中または回復期にある生後6か月から小学3年生までのお 子さんで、次の要件のいずれかに該当する方

- ・ 認定こども園や保育所、学童クラブに入所中であって集団保育が困難なお子さん
- ・ 保護者の勤務、傷病、出産その他やむを得ない理由により、一時的に家庭での保育 が困難なお子さん

② 対象となる疾病・症状

乳幼児が日常罹患する疾病(風邪、消化不良症、多症候性下痢等)、はしか・水ぼうそう・風疹などの感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など

③ 実施施設

千歳こどもデイケアルーム

所在地:千歳市北光2丁目1-9(千歳市民病院敷地内)

電話:26-7721

運営:社会福祉法人いちはつの会

④ 利用定員

1日3名(利用予約制)

⑤ 利用時間

午前7時~午後6時 ※午後6時から午後7時まで延長保育あり(別途料金) ただし、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

⑥ 利用期間

1日単位で、原則として連続7日以内

⑦ 利用料(1人当たり)

利用世帯の区分	利用料	延長保育料		
利用世帯の区方		18 時~19 時	18 時~18 時半	
生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯	無料	無料	無料	
市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満の世帯	1,000円	300 円	150 円	
市町村民税の所得割の額が 48,600 円以上の世帯	2,000円	300 円	150 円	

[※]給食費 525 円(税抜)が別途かかります。

⑧ 申込み・お問い合わせ先

可能な限り利用希望日の前日までに、電話で空き状況を確認し、病院で受診後に利用予約を行ってください。予約の際には、必ず申込書等必要書類の提出先と提出日を確認してください。

【利用予約先】千歳こどもデイケアルーム

【電話番号】0123-26-7721

【受付時間】午前7時から午後9時まで(土日、祝日も受付けしております。) ※当日の利用予約の場合は、午前7時から午前8時まで

- ※ 病院で受診後、医師からこどもデイケアルームの利用が適当と判断された場合は、医療機関から「病児・病後児保育医師連絡書」の発行を受けてください。(発行に係る費用は、自己負担となります。)
- ※ その他の必要書類、手続き等については、予約時にご確認ください。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)(市委託事業)

保護者の病気や出産などで、昼夜の養育ができない子どもを、短期間、宿泊でお預かりします。

① 対象となるお子さん

市内に居住する 18 歳未満の子ども

② 利用期間

原則7日以内(場合により延長可)

③ 預かり先

次の2施設、または、市内の一般家庭(里親)のいずれかになります。

名 称	所 在 地	電話番号
児童養護施設「天使の園」	北広島市中央4丁目5-7	011-372-8341
児童養護施設「北光社ふくじゅ園」	北広島市西の里南1丁目3-6	011-375-3237

4 費用

世帯区分	子どもの年齢	1日当たりの費用
生活保護世帯	_	無料
市民税非課税世帯	満2歳未満	1,100円
川氏ががた状態的	満2歳以上	1,000円
その他の世帯	満2歳未満	5, 350 円
ての他の世代	満2歳以上	2,750 円

- ※ ひとり親、養育者家庭は市民税非課税世帯に含まれます。
- ※ 年齢は、利用開始日での年齢となります。
- ※ 利用期間内にかかった医療費・交通費は自己負担となります。

⑤ 申込み・お問い合わせ先

こども福祉部こども家庭課児童相談係

千歳市東雲町2丁目34番地 第2庁舎1階3番窓口

電話:24-0935 (直通)

※利用希望の際は事前に電話等でお問い合わせください。

⑥ その他

- * 子どもが病気や負傷により治療が必要な場合など、ご利用できない場合があります。
- * 預かり先までの送迎は、原則として申込者にお願いしています。

(4) 緊急サポートネットワーク事業(市委託事業)

子育て家庭において、次の場合に対応するネットワークです。

- *急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき
- *子どもの急な発病などで保育所に預けられなくなったとき
- *親が急病などで、子どもを見てほしいとき
- *急な出張で宿泊の預かりが必要になったとき など

① 対象となるお子さん

0歳~小学校6年生

② 援助活動時間

7:30~23:00 (原則)

③ 利用料

ア 宿泊を伴わない場合 7:30~18:00 1時間1,000円

18:00~23:00 1時間1,200円

※ 病児のお預かりは、月曜日から土曜日の18時までとなります。

イ 宿泊を伴う場合 3歳未満 12,000円

3歳以上 10,000円

※ 宿泊を伴う場合は、病児のお預かりはできません。

④ 申込み・お問い合わせ先

こども緊急サポネット (NPO 法人北海道子育て支援ワーカーズ)

電話番号:011-632-5180

※ 事前の登録が必要です。



子育てするなら、千歳市





📩 子育て特集ページ 🖈





千歳市では、市ホームページ内に子育てママパパに役立つ情報を「子育て特集ページ」として公開しております。ぜひご覧ください!





♪子育でにやさしい施設♪

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、 ミルクのお湯などを提供してくれる「子育てにやさしい施設」をご紹介しています。



である。 子育で特典力=

千歳市内の店舗で買い物をする際に提示することで、商品割引などのサービスを受けることができるカードです。





市民協働事業

干歲市乙世毛政策觀



市民協働回体 「そらまちなットちと世」

絶賛配信中!





SNS ~

子育てママが情報発信!



Follow

Instagram





me!

Twitter



「子育でするはら、子霞市」PR動画

Youtube で絶賛公開中!

動画は、

長編・短編の2種類!

内容が全く違うので 両方見てね♪



check!

携帯、スマホ タブレットは こちらから!



問い合わせ先:千歳市こども福祉部こども政策課 20123-24-0341